

平成19年（2007年）紀北町12月定例会会議録

第 4 号

招集年月日 平成19年12月11日（火）

招集の場所 紀北町本庁舎議会議場

開 会 平成19年12月20日（木）

応 招 議 員

2 番	中村健之	3 番	近澤チヅル
4 番	家崎仁行	5 番	川端龍雄
6 番	北村博司	7 番	玉津 充
8 番	尾上壽一	9 番	平野倅規
10番	岩見雅夫	11番	入江康仁
12番	平野隆久	13番	島本昌幸
14番	中本 衛	15番	中津畑正量
16番	東 澄代	17番	松永征也
18番	垣内唯好	19番	奥村武生
20番	東 清剛	21番	谷 節夫
22番	世古勝彦		

不応招議員

1 番 東 篤布

地方自治法第 121条の規定により説明の為議会に出席した者の職氏名

町 長	奥山始郎	副 町 長	北村文明
収 入 役	川端清司	総 務 課 長	川合誠一
財 政 課 長	太田哲生	危機管理課長	中原幹夫
企 画 課 長	中場 幹	税 務 課 長	上原晴彦
住 民 課 長	宮澤清春	福祉保健課長	塩崎剛尚
環境管理課長	倉崎全生	産業振興課長	中村高則
建 設 課 長	山本善久	水 道 課 長	村島成幸
紀伊長島総合支所長	石倉宣夫	教 育 委 員 長	喜多 健
教 育 長	小倉 肇	学校教育課長	世古雅則
生涯学習課長	家崎英寿	監 査 委 員	佐野耕造

職務の為出席者

事 務 局 長	中野直文	書 記	大谷眞吾
書 記	上野隆志	総務課長補佐	工門利弘

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

13番 島本昌幸	14番 中本 衛
----------	----------

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

(午前 9時 30分)

---

**議長**

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は20名であり、定足数に達しております。

なお、1番 東篤布君より欠席との連絡を受けております。

入江康仁議員より、遅刻の報告を受けております。

これより本日の会議を開きます。

昨日、入江康仁君から12月19日の会議における発言について、会議規則第64条の規定によって、当該者でない第三者の方の氏名を述べたことについては不適當であるため、お手元に配布しました発言取消申出書に記載した傍線の部分を取り消したいとの申し出がありました。これを許可することとし、会議録及びテレビ放映等は削除することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

したがって、入江康仁君からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

次に、議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

**中野直文議会事務局長**

( 議 事 日 程 朗 読 )

**議長**

これより日程に従い議事に入ります。

---

**日程第1**

**議長**

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

13番 島本昌幸君

14番 中本 衛君

のご両名を指名いたします。

---

## 日程第 2

### 議長

次に日程第 2 委員長報告を行います。

各常任委員会に付託され、審査を行ったものであります。

それでは、各常任委員長より審査の経過と結果についての報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 川端龍雄君。

### 総務財政常任委員長 川端龍雄議員

皆さん、おはようございます。

平成19年12月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果についてご報告いたします。

去る12月12日、午前9時30分から、第一委員会室におきまして、委員7名出席、欠席1名のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は、議会事務局、総務課、財政課、税務課、危機管理課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、

議案第76号 紀北町情報公開条例の全部を改正する条例ほか、条例改正議案5件と、議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の以上7件の審査です。

それでは審査した順序により経過と結果について、ご報告いたします。

最初に、議案第76号 紀北町情報公開条例の全部を改正する条例の審査を行いました。

議案の1ページから11ページですが、総務課長の詳細説明のあと、委員から説明の中で、情報公開請求の件数が増えたということですが、平成18年度の件数の実績はどれぐらいですか。また、閲覧等の手数料について伺いたいとの質疑があり、課長から、まず1点目の件数の実績についてであります。平成17年度は18件、平成18年度は65件、今年度は現在までのところ87

件でありまして、年々増えてきております。

2点目の閲覧等の手数料についてですが、閲覧につきましては無料であります、写しを発行した場合の手数料は、1枚当たり10円でありますとの答弁でした。

また、情報公開請求の件数が増えてきているようですが、こういった業種の方が多く請求をしてきていますかとの質疑があり、請求の多くは建設業者でありまして、設計書等工事関係の請求が全体の6割を占めておりますとの答弁でした。

これに関連して高速道路の工事の関係で、建設業者から請求が増えているのでしょうかとの質疑があり、高速道路の工事関係の請求もあろうかと思いますが、そのほかにも一般工事の関連の請求についても多くなってきておりますとの答弁でした。

次に、コピーの写しを請求した際の手数料は1枚当たり10円とのことであるが、その根拠を示してほしいとの質疑があり、これはコピーにかかる費用を計算した結果、1枚当たり10円といたしましたとの答弁でした。

また、コピー機はリースしているのか、それとも購入しているのかとの質疑に、コピー機についてはリースでございますとの答弁でした。また自分でコピー機を借りるとメンテナンスを含めて1枚5円でコピーができるので、情報公開条例の手数料のことだけでなく、事務経費の削減の面からも考えて、少しでも印刷にかかる経費の削減を検討していただきたいとの質疑に、印刷にかかる経費というのは常に変動しておりますが、その経費の変動につきましては常に把握しておりますが、今後もさらに検討して経費節減に努めていきたいと思っておりますとの答弁でした。

次に、今回の改正の理由は社会情勢に迅速に対応するためとのことですが、この改正された条例のどの辺がこの社会情勢の変動に対応した部分かを説明していただきたいとの質疑があり、情報公開の件数が非常に増えてきておることが、社会情勢のひとつでもあります。時代の要請にあわせて条例を改正したということでありましてとの答弁でした。

関連して、今回の改正のどの部分が迅速に対応する部分になるのですか、そこを知りたいのですがとの質疑があり、議案の6ページの開示請求に対する措置、第11条であります。中ほどにただし書きを追加させていただきました。「ただし、当該決定の内容が請求にかかる公文書の全部の開示をする旨であって、請求書の提出があった日に公文書の開示をするとき、または口頭での通知により請求に不利益を生じないと考えるときは、口頭により通知することができる」。この一文を追加いたしました。さきほども申しましたように、建設業者の請求が非常に増えてきております。同じ内容のものを請求される方が増えてきておりまして、同じ内容の請

求につきましては、1件決裁を取って了解を得れば、別の方が請求にきた際に改めて決裁を取らなくても開示ができるようにするものであります。

また、開示日、開示場所等の通知は今まで文書で行っていましたが、口頭で行うことができるようにするものであります。すべてに適応するわけではありませんが、何度も同じものを請求する場合には、迅速に開示することができ、利用者にとっても良いのではないかと思いますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了しました。討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号 紀北町個人情報保護条例の全部を改正する条例

議案の12ページから31ページ、「総務課関係」の審査を行いました。

委員からこの改正は、後期高齢者医療制度に対応するための改正であると理解しておりますが、個人情報漏れないように配慮されているということによろしいですかとの質疑があり、これは平成20年4月1日から後期高齢者医療制度がスタートする予定であり、それに向けて現在各市町や町村会を含めて作業を急いでおります。そうした中で、ほとんどの他の市町では個人情報をやりとりできる旨の条文を個人情報保護条例の中に定めておりますが、当町の条例には条文化されておられませんでした。その条文を県、あるいは他市町と同じように条例に加えて、他市町と同様にやりとりを行うための改正でありますとの答弁でした。

関連して、後期高齢者医療制度が開始されることによって、個人情報漏れないように新たに条例を改正する必要があるのかとの質疑があり、町村会等が中心になり、市町と町村会等を含めまして、三重県後期高齢者医療制度が広域連合を立ち上げて、広域的に事務を行うものがあります。県下全市町から情報が提供されないと事務が執行できないということになりますので、その事務にかかる情報を提供できるように条例を改正する必要がありますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了、討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案の32ページから37ページ、「総務課関係」の審査を行いました。

質疑として、議案の中身を見ますと、育児のため短時間勤務を設けるための改正だと理解しておりますが、もう少し詳しく説明をしてくださいとの質疑があり、今回の条例改正は、国の法律改正に伴うものでありまして、国の少子化対策の一環であると理解しております。育児のための短時間勤務を認める制度の開始に伴いまして、条例改正を行うものでありますとの答弁

でした。

関連して、具体的な例を出して説明をお願いしますとの質疑があり、現在は産前6週間、産後8週間の特別休暇が法的に取得できます。その後、育児休暇が最長3年間取得できます。それぞれの職員が3年以内で必要な期間を申請します。今回の改正は6歳未満の子どもの育児する職員について無給となる育児休暇とは別に、1週間に40時間のうち20時間とか、いくつかの休暇を取るパターンがありまして、必要に応じて休暇を申請できるというものでありますとの答弁でした。

また、その休暇は1日単位のものですかとの質疑があり、休暇は半日ずつ取得することも可能です。40時間のうち20時間ですとか、1週間のうち何日ですとか、1日おきに休暇を取得するとか、いくつかのパターンがあります。これは育児しながら働きやすくする国の少子化対策の施策でありますとの答弁でした。

また、この休暇は女子だけ取得できるものなのかとの質疑があり、子どもを養育するための制度でありますので、女子だけでなく男子も取得できますとの答弁でした。

質疑の内容の確認ですが、この休暇は育児休暇であるので女子ばかりでなく、産休の後、男子、女子にかかわらず取得できるものと理解していいですかとの質疑に、そのとおりですとの答弁でした。

以上で、質疑を終了しました。討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第79号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例  
議案の38ページから51ページ、「総務課関係」の審査を行いました。

質疑はなく、討論に入り、賛成討論として、議案第78号もそうですが、女子、男子にかかわらず、育児しやすいように休暇がとれることは、非常にいいことだと思いますとの賛成討論がありました。

採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第80号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案の52ページから66ページ、「総務課関係」の審査を行いました。

質疑として、若年職員の給与の引き上げが主なものだと思いますが、予算的にはどれぐらいの額の計上が必要ですかとの質疑があり、今回、給料と職員手当のうち扶養手当と勤勉手当が改正されました。給料につきましては全会計総額で78万 3,300円、扶養手当では 118万 3,500

円、勤勉手当につきましては 443万 8,665円でありますとの答弁でした。

以上で、質疑を終了しました。討論はありませんでした。採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に議案第81号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例  
議案の67ページから74ページ、「総務課関係」の審査を行いました。

質疑、討論もなく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第3号）

総務財政常任委員会関係の審査を行いました。

「議会事務局」所管分の予算書16ページについては質疑はございませんでした。

続きまして、「総務課」所管分ですが、歳入12ページ、県負担金の特例処理事務交付金について、補正前の額よりも補正額のほうが多い理由を説明してほしいとの質疑があり、特例処理事務交付金についてですが、当初84万 2,000円を見込んでおりました。それに対して確定額が 188万 8,000円であります。当初予算につきましては、昨年度の実績を勘案しまして、実績より少し少なく計上しておりました。この交付金の対象としてはたくさんの交付処理事務がありますが、その中で特に有害鳥獣駆除の許可の事務処理にかかる交付金の算定方法などが変更になったことが大きな要因でありまして、今後も同程度の額が交付される見込みですとの答弁でした。

次に、歳出16ページ、一般管理費、人件費の関係で合併以来臨時職員は削減していく方向であると思うが、そのあたりはどうなっているのかとの質疑があり、公募臨時職員と業務の必要に応じて採用する短期の臨時職員とがおります。今年の7月1日に採用で公募しましたが、これまで特に紀伊長島総合支所には短期の臨時職員が多数おりました。今回それを整理しまして各担当課と協議しながら、本当に必要なところに必要な人員を配置しました。その結果、現在短期の臨時職員はほとんどおりません。全体的に臨時職員は極力減らしていこうという考え方で採用を行っておりますとの答弁でした。

また、経費削減の一環で臨時職員の削減を行っているとと思うが、若者の職場の確保の面などを考えると、単に削減していくというのはどうかなと考えるところもある。その点をどうお考えなのか考えを聞かせてくださいとの質疑があり、合併以来、行政改革を進めていくなかで、職員も臨時職員も含めて削減していかなければならないという大きな課題があります。短期の臨時職員につきましては、これまでも必要に応じて必要な期間だけを採用しておりましたが、業

務を常に見直して必要がなくなれば削減するということは必要だと思っております。しかし、公募した臨時職員を減らしたということではありませんとの回答でした。

また委員から、参考に聞かせてほしいんですが、短期の臨時職員を公募した場合には、応募してくる方はあるのでしょうかとの質疑に、今回、公募した臨時職員につきましては17名の応募がありまして8名採用しております。短期の臨時職員については、おそらく公募してもなかなか応募する方はいないと思いますので、経験のある方をお願いしておりますとの答弁でした。

本会議での質問にもありましたが、行政改革を進める中で、赤羽出張所と三野瀬出張所について維持管理費が嵩むようであれば、利用者数との兼ね合いを見て、出張所の廃止も含め検討していただきたい。

もう1点は、職員の配置についてですが、赤羽出張所には海山区出身の職員が配置されており、地元とのつながりが薄く、十分なサービスができないように思われましたので、この点についても検討していただきたいとの質疑に、まず職員の配置についてですが、現在、赤羽出張所や今回公募した臨時職員を配置しております。採用試験を行ったところ、海山区の職員がたくさん採用される結果となり、赤羽出張所へ海山区出身の職員を配置することになったわけがあります。

出張所の見直しの件につきましては、住民課の管轄となりますので、まず実態を把握し、住民課と協議しながら、早急に検討していきたいと思っておりますとの答弁でした。

次に、情報公開・個人情報保護事務の報酬についてだが、条例で定められているものでしょうか。また委員の人選についても説明をお願いしますとの質疑があり、情報公開・個人情報保護事務の報酬につきましては、個人情報保護条例にあります5人以内で組織される紀北町情報公開審査会の委員報酬であります。今回の議案でもあります個人情報保護条例の改正にあたり、三重県後期高齢者医療制度広域連合と電算統合では、適当であるかどうかを諮る審議会を1回開催するための経費であります。

委員の選任につきましては、各市町がそれぞれ5人を選定しては、たくさんの経費がかかりますので、町村会が中心となって各市町が合同で選任しております。弁護士や大学教授、民間企業の顧問の方などに委員となっていただいておりますとの答弁でした。

以上で、総務課所管の質疑は終了しました。

次に、「財政課」所管分については、歳出16ページ、第2款総務費、1項総務管理費、入札執行事業費の増、これは県などが業者にもパソコンを持たせて入札すると制度等のことが2、3日前の新聞に載っていたと思いますが、それに関連するものですかとの質疑があり、それに

関連いたします。この事業委託料ですが、三重州市町など入札参加資格審査共同化作業委託業務というものがあまして、15万円で三重県建設技術センターに委託します。現在は県・市・町、それぞれに入札参加申請書を受付しておりました。これからは一括して三重県建設技術センターで受付をするものであります。町といたしましては、平成20年度からインターネットを通して業者の情報を取り込むことができます。これからの新規申請は、1月中から2月8日まで受付をします。ただ、これは電子申請ではなく、紙ベースで受付をしますとの答弁でした。

関連して、これは何を受付するものですか、入札業務はやらなくなるということではないのですかとこの質疑があり、参加資格申請書を受付するものでありますとの答弁でした。

また、委員から指名願いを受付するということですかとの質疑に、そうですとの答弁でした。

次に、17ページ、総務管理費、公用車維持管理費の増はガソリン代の高騰があるので、34台あるとのことですが、少しでも節約してもらおうようにとの質疑があり、「はい」との答弁でございました。

以上で、財政課所管分の質疑は終了しました。

次に「税務課」所管分については、歳出18ページ、1目税務総務費、委員から賃金の減は1人分ですかとの質疑があり、紀伊長島総合支所の臨時職員1名、9ヵ月分の減によるものですかとの答弁でした。

また、臨時職員の減により、徴収業務に支障はないかとの質疑があり、総合支所が忙しいとき、特に12月、3月、4月、5月などは、本庁職員が支所に出向し、援助しているとの答弁でした。

以上で、税務課所管分の質疑は終了しました。

次に「危機管理課」所管分ですが、歳出30ページの災害対策費、職員手当の増額について、9月の災害警戒出動ということですが、そのときに出勤した職員の人数及び勤務時間の説明をお願いしますとの質疑があり、9月14日につきましては、3時24分に大雨洪水警報が発令され、3時50分に対策本部を設置いたしました。その後、18時35分に解除となり、職員は退庁いたしました。あくる日の15日には18時27分に大雨洪水警報が発令されまして、18時45分に対策本部を設置しております。21時30分に解除となったため、職員は退庁いたしました。人数につきましては管理職員が8名、一般職員が11名でございますとの答弁でした。

また、常備消防費 447万円の減額については、三重紀北消防組合への負担金ということですが、その内容を説明願いますとの質疑があり、三重紀北消防組合の紀北町分の負担金は、当初予算全体で4億 8,077万 7,000円でありましたが、補正により 447万円の減額となります。負

担金につきましては、主に消防職員の人件費等でございます。

補正の主なものは前年度からの繰越金の 792万 6,000円の減額、人事異動及び人勤による給料が 202万 7,000円の増額、通信指令室統一による修繕費が 142万 9,000円の増額でありまして、これは 119 番の通信を来年の 4 月から消防本部に統一するものであります。これらを差し引きました負担金の減額補正でございますとの答弁でした。

これで危機管理課所管分の質疑は終了しました。

議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第3号）に関する総務財政常任委員会所管関係の質疑はすべて終了し、討論に入りましたが、討論はありませんでした。

次に採決に入り、全員賛成。

よって、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました7案件につきまして、審査の経過と結果報告を終わります。

## 議長

次に、教育民生常任委員長 松永征也君。

## 教育民生常任委員長 松永征也議員

おはようございます。

平成19年12月議会定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、審査の経過と結果について報告いたします。

去る12月14日、午前9時30分から、第一委員会室におきまして、委員7名全員出席のもとで開催いたしました。説明のため出席した者は住民課、福祉保健課、環境管理課、学校教育課、生涯学習課の各課長及び職員の出席がありました。

本委員会に付託されました案件は、議案第82号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例ほか、条例改正案1件と、平成19年度紀北町一般会計補正予算（第3号）ほか、特別会計補正予算3件、請願2件の以上8件の審査であります。

それでは、議案の順序により経過と結果について報告をいたします。

最初に、議案第82号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

本議案におきましては、本会議において詳細説明がありましたので、すぐ質疑に入りました。

まず委員から、教育集会所から集会所に変わるときに維持管理費の取り扱いはどうなるのかという質疑があり、これまでも地元で管理していただいております。今回集会所になったということで、これも地元のほうで管理運営をしていただくというように考えておりますと、ま

たこのことについては地元へ話をさせていただいておりますという、課長からの説明がありました。

以上で質疑が終了し、討論に入り、討論なく。

採決の結果、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定しております。

次に、議案第86号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

課長より説明のあと、質疑に入りました。

質疑では、委員から教育集会所を地区集会所に変更するということですが、地区集会所になる場合、管理費は区の負担となると、教育集会所の場合は、町から管理費が出ていると思うがとの質問に対しまして、課長から鯨教育集会所にかかる予算について、年間約6万8,000円、内訳としては浄化槽の法定検査、保守点検及び建物共済保険料でありますという説明がありました。

また、教育集会所には条例によると職員を置くことになっているが、現状はどうかという質問に対しまして、課長のほうから鯨教育集会所には所長・主事を置くことになっておりますと、紀伊長島区の5館については非常勤であります、それぞれ所長・主事を置いておりますと、海山区は区長に管理をお願いしているという説明でありました。

以上で質疑が終了し、討論なく、採決の結果。

全員賛成で、原案のとおり可決すべきものとして決定しております。

次に、議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第3号）のうち、

「住民福祉課」所管分を議題といたしました。

課長から説明のあと、質疑に入りました。

委員から、臨時職員の賃金の減はどのような理由なのかという質問があり、課長から、紀伊長島総合支所の国民年金を担当している臨時職員が3ヵ月の雇用期間が終了したということで、減額したという説明がありました。

その場合の補充とかはしなくてもいいのかという質疑に対しまして、従来、職員が3名であった者が4月の人事異動で4名となって、7月からもとの3名に戻ったということで、新たな職員が事務になれるまで3ヵ月間任用としていただいたという経過があるという説明がありました。

また委員から、一人親家庭等医療費助成事業の増の理由はとの質問に対し、課長のほうから、これまでの支給実績を勘案して今後の所要額を見込んだ結果、当初予算との比較において340万円の不足が見込まれるために、その額を計上したという説明がありました。

以上で、住民福祉課所管分の質疑を終了いたしました。

次に「福祉保健課」所管分を議題といたしました。

課長より説明のあとは質疑に入りました。

委員から、地域介護福祉空間整備事業は国と県の支出金が出て、紀北町の会計を通るわけですが、町の役割はどういう部分ですかとの質疑に対しまして、課長から紀北広域連合の3ヵ年計画の中で、デイサービスセンター認知症型グループホーム等の整備がどれくらいあるのか調査を行い、町として計画に基づいて地域介護空間整備事業計画を策定し、国に対し補助金の請求を行い、認可されれば国から補助金を受け、町を通じ事業所に補助するということであると説明がありました。

次に委員から、事業は紀北広域連合で精査しているが、今後、競合して事業が出てきた場合、町として事業を選択することができるのかという質疑に対しまして、課長から介護保険事業計画には3ユニットの計画が上がっており、今回は3ユニットの中の事業が行われたわけですが、平成20年度の計画の見直しの際には需要とのバランスを検討して、進めていく必要があると思っているという説明がありました。

次に委員から、デイサービスとグループホームは何箇所ですか、現在、その予算を上げることによって、事業は間に合うのですかとの、12月補正に上げることによって、事業が年度内に完成するのかという質問に対しまして、課長のほうから、認知症対応型グループホームは定員9人の1ユニットが1カ所と、デイサービスセンターを一部回収し、認知症対応型デイサービスセンターを整備するが1カ所であると、事業は3月20日までにできる見込みでありますという説明がありました。

委員から、2,400万円の内訳はどのようになっているのかとの質疑があり、課長から認知症対応のグループホームが1,500万円、デイサービスセンターが900万円という説明がありました。

次に委員から、汐見排水機場は、福祉保健課が管理すべきものなのかという質疑があり、課長からこの施設は地域改善事業で福祉保健課が窓口で補助金申請を行い、建設した事業ということで、福祉保健課で管理しているという説明がありました。

委員から、災害援護資金の繰上償還ですが、海山区と紀伊長島区で何件ですかという質疑が出まして、課長から海山区で6件、650万円、紀伊長島区が1件で150万円で、合わせて800万円ですと。

なお、11月末時点では海山区で5,340万円、紀伊長島区では450万円、合計で5,790万円の

繰上償還がありましたという説明でありました。

委員から、今後の災害援護資金の償還方法について、どう考えておりますかという質疑に対しまして、課長のほうから全対象者に口座振替を進めているということでありました。現在、口座振替の割合は全体の92%を超えていますと、今後も口座振替を進めていきたいと考えております。またそのほか、職員による戸別訪問も行い徴収にあたっていきたいという説明がありました。

以上で、福祉保健課分の質疑を終了いたしました。

次に「環境管理課」部分についてを議題といたしました。

質疑といたしまして、塵芥処理費で需用費のうち海山・紀伊長島リサイクルセンターの修繕費の内訳を教えてくださいという質疑があり、課長から、海山リサイクルセンターにおいては、No.1のコンベア修繕工事が204万6,000円、No.3コンベア修繕工事が233万9,000円、燃焼用空気配管修繕工事149万3,000円など、合計で716万4,000円であると。

紀伊長島リサイクルセンターについては、乾燥物販送コンベア修繕工事が161万3,000円、選別機修繕工事が477万8,000円など、計で950万2,000円です。合計しますと1,690万円になりますが、既決予算が500万円ほど残っておりますので、差し引き1,137万円を計上させていただいておりますという説明がありました。

次に委員から、12月3日から海山リサイクルセンターが再稼動しましたが、運転状況は順調ですか。また法律ではダイオキシン類の測定の回数は、年1回となっておりますが、回数は増やすのかどうか、その結果はまた公表するのかどうかという質疑がありまして、これに対しまして課長のほうからダイオキシン類の測定回数は年1回から3回に増やし、結果は公表したいと考えておりますと、運転状況については空気配管も修繕を行い、燃焼炉も800度から850度の温度が出ておりますし、CO<sub>2</sub>についても減少しておりますことから、運転は順調であると思っておりますという説明がありました。

また委員から、再稼動にあたっての地元説明会は開かれませんでした。住民は納得しているのかどうかとの質疑に対し、課長から、地元小松原区に説明会開催について相談をさせていただきましたが、文書の周知でよいとのことでありましたので、そうさせていただきました。住民の皆さんは理解してくれているものと思っておりますという説明でありました。

次に、循環型社会形成推進交付金448万1,000円の減であります。県からせっかく補助を出してもらったのに115基から77基の実績になったことについて、どう考えているかという質疑があり、課長から、合併浄化槽の設置は河川等の環境負荷を減らすことができ、推進を図っ

ていくところであります。新築の場合はほとんど設置をしてもらっておりますが、既設の単独槽から合併槽への入れ替えは、費用の面から難しいのが現状ですと、この77基の実績数は残念でしたが、環境管理課としては、今後とも合併浄化槽の推進に努めていきたいと思っておりますという答弁がありました。

以上で、環境管理課所管分についての質疑を終了しました。

次に「学校教育課」関係分についてを議題といたしました。

委員から、給食センターに関連してのことですが、合併後2年間で給食センターの給食調理員が3名退職し、さらに12月と1月に退職する予定があるとお聞きします。パート職員等で人員の不足を対応していると思うが、給食調理員の待遇の問題もあわせ、長期的にどう考えているのか。また給食調理員については業務に経験年数等が必要であり、採用してすぐに業務することは困難であると考えられるので、長く勤務していただくということから、長期的な計画の検討をしていただきたいという質疑があり、学校教育課長から、おっしゃるように12月に1名、さらに1月末に1名の退職が予定していると聞いておりますと、広報も給食調理員の募集をしましたが、広報で、応募者がいないという状況でありまして、その後も各方面に給食調理員の依頼をしておりますが、まだ確保されていない状況でありますと、その原因についてであります。給食調理員については、町の臨時的な任用する職員の就業規定に基づいており、勤務年数及び日額の賃金が事務補助員と同じように決まっていることが、給食調理員の退職、また募集しても応募がないということにつながっているのではないかと考えております。

今後、緊急的に給食調理員の補充が必要ということから、関係各課と協議して、就業規定の改善を検討を行っているところでありますという課長からの説明でありました。

以上で、学校教育課所管分の質疑を終了しました。

次に「生涯学習課」所管分を議題といたしました。

委員から、美し国三重市町対抗駅伝実行委員会補助金の経費の80万円の内訳を説明してくださいという質疑に対しまして、課長から、80万円の内訳について、紀北町のネーム入りユニホームが20着分で21万2,400円、それから紀北町のネーム入りベンチコートが、22着分で、28万3,600円、次に弁当代が朝昼夜の3食分でスタッフを含めて30人分、9万円、報酬が3万円、マイクロバス運転手代が1万6,200円、県外選手旅費代として5万7,240円などで、合計80万円であるという説明がありました。

また委員から、この大会は今回限りですか、それとも継続してやられるのですかとの質問に対しまして、課長から県の実行委員会に確認したところ、まだ決まっていないが継続を予定し

ているそうですという説明がありました。

次に委員から、今後継続していくかどうかはまだわからないのですね、これから購入していくベンチコート等について、今回限りとしたらいかがですかという質疑に対しまして、課長から県の実行委員会も1回やってみて、問題点を検証して市町の意見も聞いて検討していきたいということだと、県はあくまでも継続していきたいという考えですが、市・町がどう反応を示すか、問題のひとつになっていると思っているという説明がありました。

次に質疑として、基本的に第2回目があるかどうかわからない時点で、ユニホーム等にこれだけの予算を注ぎ込むのはちょっと無謀な金額と思いますが、今後継続していくと考えたらユニホーム、ベンチコートにこれだけの予算を付けるのはわかるんですが、継続するのがわからない大会に対して、今後ユニホーム、ベンチコートをどうするのかを考えると無謀な予算だと思います。課長の答弁ではできるだけ継続を考えているように思われますが、この予算を認めると今後の経費は2回目からは少なくなると思うのでいいんですか。1回で終わるのであれば問題はあるという感じはしますという質疑に対しまして、課長は、ベンチコート、ユニホームの考え方ですが、大台町より南の市町に確認したところ、記念品として選手にわたす市町がほとんどでした。それで当町でもいろいろ考えた結果、ベンチコートについて結論は出ていませんが、ユニホームについては補欠の選手を含め、20人の選手に記念品として渡したいと思っておりますという課長の答弁でありました。

それから、実行委員会の組織づくりですが、体育協会と陸上協会と聞きましたが、どのようにお考えですかという質疑に対しまして、課長から実行委員会の組織ですが、予算が承認されていない段階ですが、体育協会と陸上協会とに話はしていますと、しかし、どういう組織にするか、まだ具体的には進めておりませんと、選手の選考についても学校と相談しながら進めていきたいと思えます。また、先日開催された権兵衛走ろう大会の記録も参考にしつつ、陸上協会の助言もいただき、選考していきたいと思っておりますという説明でありました。

次に委員から、マイクロバスの運転手は役場の職員ですね、その職員に運転手代としては払う額ですかという質疑があり、課長から、社会サービスセンターの運転手を予定しておりますという説明がありました。

次に委員から、東海ソフトボール大会の補助金13万2,000円ですが、どこから申請があったのですかという質疑に対しまして、課長から、紀北ソフトボール協会から申請がありましたという説明でありました。

また委員から、今回はソフトボール大会ということで、紀北ソフトボール協会から申請があ

ったと聞きましたが、今後、他の競技種目が例えばサッカー、ミニバス、水泳等について県レベルの大会とか、東海大会が町内で開催する場合は、補助金の申請をすればもらえるのかどうか、スポーツ団体は皆、一生懸命頑張っておりますので、今後こういうケースはあり得ると思いますが、どうでしょうかという質疑に対しまして、課長から、紀北町では三重県レベルの大会は開催されていますが、補助はしていません。ただ、今回の東海大会については東海4県が持ち回りになっており、本年は三重県でやることになり、三重県のソフトボール協会から紀北町での開催の依頼があり、紀北町で開催することになりましたという課長からの説明がありました。

次に委員から、他の都道府県では、このような駅伝大会が実施しているのか把握していますか、愛知県ではやっていると聞いておりますがという質疑に対し、課長から、愛知県では開催されています。また静岡県でも開催されていると聞いております。近隣の県は把握していますが、全国的には把握していませんという答弁でありました。

また委員から、美し国三重市町対抗駅伝実行委員会補助金の概念ですが、本会議でもわからなかった、この駅伝大会のコンセプトは何なのかを説明してもらわないと、クラブチームへの助成へと間違われるのと違いますかという質疑があり、課長から、予算書に記載されている補助金の名称では、三重県に対する補助金なのか、紀北町の実行委員会に対する補助金なのかわかりにくく、議員にご迷惑をおかけいたしました。選手派遣のための経費を紀北町の実行委員会に対して補助するものでありますという、課長の説明であります。

この補助金の説明をしっかりといただかないと、議会も混乱していくのではないのでしょうかと、私も全国大会に出るような一生懸命頑張っている方々には助成をしていきたいと思いますが、という質疑に対し、ご指摘のとおりと思います。今後、わかりやすい説明をできるだけするようにしていきたいと思っておりますという、課長の答弁です。

以上で、生涯学習課所管の質疑を終了いたしました。

以上です、議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第3号）の教育民生常任委員会所管分の審査を終了いたしましたので、討論、採決に入りました。

その結果、討論はなく、採決の結果、全員賛成。

本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しております。

次に、議案第88号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたしました。

住民課長から説明のあと、質疑に入りました。

質疑はなく、討論なく、採決の結果、全員賛成。

本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しております。

次に、議案第89号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）を議題といたしました。

住民課長から説明のあと、質疑に入りました。

質疑はなく、討論なく、採決の結果、全員賛成。

本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しております。

次に、議案第91号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたしました。

課長から説明があり、質疑に入りました。

質疑では委員から、基金積立金は当初の予定より増えているのですかとこの質疑に対しまして、課長から、繰越金が出た関係で、町預金については後年度の負担に備えるため、基金に積み立てさせていただきましたという説明がありました。

以上で質疑を終了し、討論に入り、討論なく、採決の結果、全員賛成。

本案は、原案のとおり可決すべきものとして決定しております。

次に、請願第8号 県の「福祉医療費助成制度」見直し案にかかる意見書の提出を求める請願書を議題といたしました。

紹介議員である近澤チヅル議員の出席を求め、請願内容について説明をいただきました。

質疑に入り、委員から四公費が三公費になったことがおかしいことは感じていたと、県も2割負担をあえてとらなくてはならないのかと思う。果して来年9月からということははっきりしているのですかと、また2割負担を導入ということなんですけども、大変景気も悪く障害者の働く場所も少ない、乳幼児とか障害者のことを考えると、2割負担はいかがかと思うという質疑があり、紹介議員のほうから、この12月の県議会で来年9月から実施という予定で提案されております。まだ議決はされておられません。だからそういうことにならないように、弱者から負担を求めることに対して、意見を紀北町として上げてほしいと思いますという答弁でありました。

以上で質疑なく、討論に入り、反対討論なく、賛成討論がありました。

今回の乳幼児、障害者、一人親の医療費制度に一律2割負担を導入してはならないということに、そういう立場からこの請願に賛成いたしますという賛成討論であります。

ほかに討論なく、採決に入り、全員賛成。

本案は、原案のとおり採択すべきものとして決定しております。

以上で、本委員会に付託されました7議案について審査の経過と結果について、報告を終わります。

## 議長

次に、産業建設常任委員長 北村博司君。

## 産業建設常任委員長 北村博司議員

おはようございます。それでは、去る12月13日に開催されました産業建設常任委員会の審査結果について、ご報告を申し上げます。

本会議から当委員会に付託されましたのは、議案第83号から議案第92号までの6件であります。逐次審査の内容についてご報告を申し上げます。

まず最初に、議案第83号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

出席したのは建設課の課長以下2名であります。

この議案に対しまして、あとから出てまいります9号も含めてでありますけれども、議案ですね。徴収している事例があるのかということと、郵便ポストの関係ですけれども、条例の改正が必要だとのことだが、ポストについて、郵便ポストについては町との関係がないのかというお尋ねがございました。

これに対して建設課長のほうからは、条例の中では規定があるけれども該当するものはない。徴収している例はないということでございます。

それから占用料の減免につきましては、使用または郵便切手の販売場所を示す規格化された看板というものを外すと、減免対象から外すということで、対象となるのは道路上に道路を占用した看板、郵便ポストは対象外であるということでありまして。この郵便ポストは占用料の対象となっておりますけれども、道路上に設置されたポストは現在ありませんというお答えでございました。

以上で討論はなく、全員賛成。

議案第83号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次いで、議案第84号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

出席者は建設課の山本課長以下であります。

これについて現在、町営住宅に暴力関係者が入居しているのかどうかという、事実関係の確

認をお願いしたい。これに対して建設課長からは条例の可決後に三重県警察本部長に照会を行うもので、現在、入居しているかどうかについては確認していないという答えでございました。

さらに暴力団のいわゆる準構成員もこの条例の対象になるのかというお尋ねがございました。これに対して建設課長のほうから、この条例でいう暴力団等のまず定義ですけれども、暴力団対策法に基づき、都道府県の公安委員会が指定した暴力団体の構成員であると、昨年6月現在で全国に21団体、約4万1,000人、それから三重県下では約100人、尾鷲署管内では1団体があると聞いていると、準構成員については警察の照会に対して回答いただいた、その結果次第であるとお答えでございました。以前に町営住宅の志子団地で問題があったのではないかとこの質問に対して、以前にそのような問題もあったと聞いていますが、県条例も改正されませんが、条例改正後の対応に、あくまでも対応になるという答弁でございました。

討論はなく、全員賛成で、議案第84号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしました。

次いで、議案第85号 紀北町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

同じく出席者建設課課長以下であります。

この特定公共賃貸住宅とは、具体的にどこを指すのかというお尋ねがございまして、当町内では海山区小松原のみどり団地6戸、平成11年度に建設されたものでAタイプ4戸、家賃は5万4,000円、Bタイプ2戸、家賃5万7,000円で、月額基準収入額は20万円から60万1,000万円までの人が対象になると、いわゆる中堅所得者向けの住宅であるということでございます。

これらの住宅はすべて入居しているのかどうかという確認がございまして、これらは木造の2階建てで6世帯が入居しているということでございます。

討論はなく、採決の結果、全員賛成で、議案第85号 紀北町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次に、議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とし、まず産業振興課の中村課長以下の出席を求めました。

最初に歳出の27ページでありますけれども、観光費の中の牡蠣祭りについて、今年度の開催の内容、さらに昨年が5,000人に来場してもらったけれども12月に開催、現在、開催中ですがけれども、年末港市と一緒に開催はできないのかというお尋ねがございました。

これに対して産業振興課長からは、渡利の牡蠣祭りは第1回目は本年の2月11日に開催し、町内外から5,000の方が来場されて3万個以上用意したけれども、売り切れになるほどの盛況であったと、今回は2回目ということで、牡蠣の成長を見ながら主催する実行委員会を9月

に立ち上げて、年を越えて来年の2月10日に開催する予定であると、年末・港市との同時開催につきましては、地区的なこと、地区が違うということと、牡蠣の一番美味しい時期が2月ごろであるということで、年内に実施するのはどうかということがあると。生ものの牡蠣であるので時期をずらして開催していると、現在、開催中の年末港市には渡利牡蠣は出品いたしております。

次に、歳入の13ページの新規事業でありますけれども、メスジカを少なくするための補助金の増ですが、オスとメスと出てきた場合でも、捕獲された場合でもメスジカだけに補助されるのか、メスジカだけを撃つのが効果があるのかどうかという確認がございました。

これに対して産業振興課長からは、19年度から3カ年、県の100%補助だと、県は農林水産物の被害のうち、鹿による食害が4割程度占めていると見ておりまして、今回の対象はメスジカなのは固体数の調整に効果があるという理由だということでございます。

金額の点ですけれども、市町が主体で猟友会のほうへ補助金を出しております。本町につきましては年間35万1,000円を出しておりますが、これについてはメスジカ、オスジカ、オスイノシシ、メスイノシシを対象に町のほうから猟友会に補助金を出しておりますけれども、過去3年間の平均して猟友会で72頭を捕獲しております。そのうちメスジカは16頭であります。これを今回の35万1,000円で、1頭当たりいくりに補助金になるかということをも単純計算しますと、1頭当たり4,875円になります。そういうことで年度途中ですので、対象の16頭が捕れるかどうかかわからない、3月末まで年度末までに増減があるかもわからない、あるということも考えられるわけですけれども、市町が主体で委託補助していることに対して、県が助成するという制度であるということでございます。

次に25ページの臨時職員が1名減ったということについて、短期を減らして普通の臨時職に改めたということですが、実質的には1名減るということで、この制度の仕組みがよくわからないというお尋ねがございました。

これに対して産業振興課長からは、臨時職員の減であるけれども、課としては本当に増やしてほしいことなのだけれども、町全体として機構改革の一つということで減になっていると。1人減ったことによって支所、これは総合支所のことですけれども、支所は今も大変な状況であり、今からでも増やしていただきたいのが現状であるという答弁がございました。

それから、さきのほどの牡蠣祭りの補助金の30万円について、委員のほうから補助するにおいてもお金だけではなく、改善してもらいたいことがあると、渡利牡蠣祭りはまちづくりであって、皆が元気になるものだと思っているというご発言がございました。

これに対して課長のほうからは前回の 5,000人の来場については予想していなかったけれども、今回 4 回開いた実行委員会の中で反省を含めて協議して、道路につきましては渡利の橋がありますけれども、渡利の橋から越えた部分から引本トンネルの間を車両通行止めにして、いわゆる歩行者天国的にする届けを出している。それと牡蠣のつめ放題についても時間を短縮する。あるいは混雑のないように良かったと言っただけのような形にしたいと、新しいメニューとしては牡蠣カレーや牡蠣焼きそばなどを考えているということでございます。

委員からは、さらに臨時職員のことについては一番弱いところから、今の行革の中で正職員を減らさないけれども臨時職員、あるいは短期のものから減らしていく今の行政改革はおかしいと思うという発言がございました。

次いで、14ページの緑資源機構の分収造林受託事業の中身の説明を求める発言がありました。これにつきましては、今回の場所については海山区の東山団地であって、保育間伐が当初が事業料が 101万 2,800円であったけれども、事業量が増え、単価アップもあって 172万 9,000円になると、もう 1 点、新規に同じ東山団地の除伐3.09haが増えて、合計 146万 3,000円の増ということで、歳入にも上げてありますというお答えでございました。

この事業の内容についての再度の確認がございまして、紀伊長島区については間伐と作業道の整備を受託していると、海山区については間伐と除伐であるということでございました。

次に、さきほどの牡蠣祭りの補助金について、公平性を確保するためには補助金の30万円はどのような補助の仕方をするのかと、相手は実行委員会なのか漁協なのか、受け取り母体はどうなっているのかという確認がございました。

これについて渡利区内の牡蠣養殖業者加盟17業者がオイスターズ有限責任事業組合というものを結成いたしておりまして、そちらへの補助になるということと。補助金の金額についても町として30万円を予算計上したけれども、三重県の魚食推進海援隊活動支援事業補助金が30万円の補助が決定いたしておりまして、それと同額を町として計上した。合わせて60万円が補助されるということでございました。

この牡蠣祭りについては、いろいろほかにもご発言がございました。今年の前回のイベントに行ったお客さんがなかなか牡蠣を買えなかったという問題があって、補助金を付ける以上は品物を揃えて8割ぐらいのお客さんが満足するように努力してほしいという要望がございました。

これに対して産業振興課長のほうからは、今年は苦情やトラブルがあったけれども、今回の経験を踏まえて来年の牡蠣祭りは満足していただけるような体制をとりたいというお答えがご

ございました。

次いで、サルの23頭分の補助金の補正ということですが、猟友会に聞くと紀伊長島区では3人、海山区では5人がサルの駆除していると聞いたけれども、サルは駆除するだけでなく、農業者に言わせるともっと真剣に根本的、長期的に考えなくてはいけないと言われていると、是非、サルが集まるような植林も町有林に、そういう植林もしていくように、サルの餌になるようなものという意味だと思いますけれども、サルが集まるような植林も町有林の中へしていくなど、基本的な考え方を変えていくことが必要ではないかと。それから25ページです。歳出の25ページ、それから紀伊長島区の新町で最近サルに噛まれた被害があったのを把握しているのかどうかという確認がございました。

これらについては産業振興課長からは、サルが増えてきたことによって、人家にも近づくケースが増えてきたと、県や猟友会、地区との話し合いも含め考えていきたいと、参考であるけれども、今までの捕獲頭数は海山区が38頭、紀伊長島区が92頭、合計130頭で、今回23頭分を補正計上したと、昨年が77頭ですので増えておりますが、対策については真剣に考えていきたい、それからさきほどの確認であります、紀伊長島区の新町でサルに噛まれた被害者が出ていたということを把握いたしておりました。

次いで、同じ一般会計補正予算（第3号）について、建設課の出席を求め、山本課長以下が出席されました。

まず、29ページの住宅入居者選考委員会の報償費の中身についてお尋ねがございました。

これは委員の報酬費で1回当たり1,100円、当初予算に計上していなかったものだというところでございました。

委員のほうからは、各委員会で報償費が支出計上しないことになっているはずなんだが、どうなのかと、それから都市計画審議会の事務費の増も同じものなのかというお尋ねがございました。課長のほうからは支出しない方向と聞いていますけれども、住宅選考委員会については条例委員以外の者であり計上したと、都市計画審議会の事務費も同様のものと、この点について、さらに委員のほうからは報償費を出す委員会、出さない委員会があって不公平でないのかと、今後、理事者と協議してどちらかに決めないといけないのではという発言がございました。

これについては庁内部でもいろいろ議論があって、条例委員以外の者に支出するので、今後検討の余地があると思う。

それから都市計画事務費の報酬は、当初で計上したけれども審議会の開催日数が増えたため

に増額すると、住宅選考委員会の報償費は当初予算で計上が漏れていたための補正であるということでした。

それから28ページの橋りょう費の関連ですけれども、町道の橋りょうの点検はどうなっているのかというお尋ねに対して、建設課長のほうから定期的には実施していないと、ただ、最近事故等も発生しているので国・県等の指導もあり、今後予算も関係しますんで、議会でお認め願うことになるということでした。

さきほどの都市計画審議会の報償費の関係ですけれども、都市計画審議会の構成メンバーには熊野市や尾鷲市から来る人もいるんで、支給しないとどうなのかという確認がありました。課長からは一律に廃止するというのも問題があるかと思しますので、十分検討するというお答えでした。

次いで、建設課の直営班の臨時職員の議論が大変数多く出されました。

委員からは、2名の臨時職員がなくなるのではないかと、町民の要望に答えられなくなるのではと心配しているが、建設課としてはどう考えているのかと、行革もわかるけれども直営班のシステムを守っていただきたいと強く要望するという発言がありました。

これに対して建設課長からは、建設課の直営事業につきましては、行革の中で20年度から廃止と決定されているけれども、住民のニーズに早く対応でき、担当課としては理事者に存続を要望していると、今後は最終的に理事者の判断となる。臨時職員の身分が公募採用で10年、廃止となれば他課に配属になると思うというお答えでした。

さらにほかの、他の委員からは、直営班については旧紀伊長島しかなく、合併して旧海山の住民も来ていただくと早く処理できるので大変喜んでと、是非直営班を残していただきたいと発言がありました。

これに対しては、担当課としても予算の厳しい中、草刈りや舗装など対応が非常に早いと地区の役員からも評価をいただいていると、強く町長に存続の方向で進言したいというお答えでした。

別な委員からは、客観的な資料をいただきたいと、人件費等の経費と外注した場合との差の比較資料をいただきたいと、それらをトータルに比較して廃止すべきか存続すべきか、判断をしなきゃいけないと思っているというお尋ねがありました。

これに対しては行政改革に提出した資料を提出しますと、近隣の市町の状況については、大台町から熊野市までで直営班を持っているのは熊野市と紀北町だけだと、他の市町は業者と1年、または半年契約をして道路維持等を行っている、三重県では業者と半年契約で単価契約

をし、維持修繕を実施しているということでございまして、最終的にはやっぱり町長の判断になってくるという答弁でございました。

この点については、さらにほかの委員からも経済的な面だけでいくと、業者発注のほうがいいところもあるけれども、現に町民が喜んでいるので存続の方向で良いと思うが、課長の意見はどうかと。

これに対して課長からは予算の厳しい中で要望になかなか対応できないので、現在の制度が存続できれば、それらをカバーできると考えていると。

またこれは確認の発言ですけれども、小規模事業者、建設事業者から、廃止してくれという意見はないかという確認がございました。課長からは直接に意見はありませんけれども、海山区においては、こういった直営班の制度がなかったので、違和感があるかもわかりませんというお答えでございました。

次いで29ページの町営住宅維持管理費の増と備品購入費についての中身の質問がございました。これについて課長からは汐ノ津呂団地は、昭和47年に建設され、ベランダの腐食が進んでおり、早急に修理が必要だと、入居者からそういう連絡があったと。備品購入費は金融機関から口座振替手数料の値上げ要望があり、データ化することによって事務の効率化も図れ、現状の単価で対応できるためそうなっている。

以上で、当常任委員会の関係分についての質疑が終了し、討論はなく、全員賛成。

議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第3号）産業建設常任委員会の関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

次いで、議案第90号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたしました。

水道課の村島課長以下の出席を求めて審査をいたしました。

この簡易水道事業の補正予算について、委員のほうから昭和57年から58年の物件に関して、利率の低いものに借り換えという説明だったと思うけれども、25年から26年ぐらい経っていることになるけれども、これに関して何年返済期間があるのかというお尋ねがございました。

これについては30年の返済期間で借り入れたものだと。

利子はどのくらい節約できるのかというお尋ねがございました。歳入 800万円にかかわる部分だけれども、今年度は元金の償還になるけれども、来年度からは差額として40万円ほど利子下がると。

当町では6%以上の部分を借り換える対象に該当するけれども、4件の起債が該当している

と簡易水道会計ではですね。本年度は7%以上の分について2件が該当していると。これが一体いくら利率が下がるのかということですが、この今回対象になっているのは、年利7.1%の高いリースで借りているのが、財政課と水道課で協議して、約1.3%ぐらいに下がる。これは差額ではなしに7.1から7.3の利率が1.3%に下がるということでございます。

では、今までなぜそういう借り換えをしなかったのかというお尋ねがございまして、これに対して水道課長からは、企業債の繰上償還を行う場合は、以前は公営企業金融公庫が失うことになる将来の受け取り利息、つまり公営企業金融公庫から見ると遺失利益ですが、それに対して一定の割引率で、現在の価値に置き直した金額を繰上償還に伴う補償金として公庫に払わねばならなかったと、今回はこの補償金を水道の健全化計画を立てることによって免除してくれるということで、借り換えを予定しているということでございます。

次いで、8ページの一般管理費の中の電算事務委託料63万円の中身についてのお尋ねがございました。これについては水道料金システムの改修業務委託であって、納付書等のシステムについての改修を行うと、中身は未納のお知らせ、あるいは料金改定に伴うそれらの対応についてのシステム改修であるということでありませう。

委託先については株式会社日立情報システムであります。合併後、この日立情報システムのソフトを利用していると、単年度契約でやっているということでございます。

以上で、討論もなく、採決の結果、全員賛成。

議案第90号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次いで、議案第92号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたしております。

引き続き水道課の村島課長以下が出席いたしております。

15ページの水質検査の業務委託料18万6,000円減についてのお尋ねがございました。また報酬と報償の違いについてのお尋ねがございました。

報酬と報償の違いについては、報酬は条例委員、報償費は条例委員以外の委員ということあります。報償費の予算計上の間違いであって、財政課との協議で組み替えをしたということでございます。

水質検査委託料の18万6,000円の減については、便ノ山の浄水場にかかわるものと、紅ヶ平浄水場のものなのですが、便ノ山につきましては119万円から114万9,000円に、紅ヶ平については63万6,000円から49万1,000円に単価等の減額であると、その差額だということございませう。

います。委託業者については三重県環境保全事業団でございます。

それから、さきほどの簡易水道と同じように、2億8,800万円の借り換えで金利の安いほうに変えるということについても、利息がいくら節約できるのかというお尋ねがございました。水道事業会計のほうについては22件の起債が該当しておりまして、6%を超えるものは一番高いもので8.1%という高い利率のものもあったと、それらを今回借り換えをすることで、利息はさきほどと同じく1.3%に下がると、これによって来年度の節約額は約1,853万円となるということでございました。

この中身について一般市中銀行で借り入れているものもあるのかという確認がございましたけれども、今のところは国からのものばかりですが、今回の借り換えには市中銀行になる可能性もあると、市中金融機関ですね、なる可能性もあるというお答えでございました。

以上で、討論はなく、採決の結果、全員賛成。

議案第92号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決すべきものとして決定いたしております。

次いで、補正予算の審議の中で、中間報告に関する審査がございましたので、結果について報告をさせていただきます。

最初に、産業振興課分のお魚らんど海山の問題についてであります。

本件については、当委員会がさらに本会議が承認した協定が守られていない現状について、報告を求めたものであります。

前日の12日に審尋があった。その結果についてですね、まだ報告を受けていないということと、事前に仮処分の申し立てする以前に、常任委員会に報告していただきたいという、担当課のほうに申し上げてあったんですが、今期定例会までに報告がなかったのは、極めて遺憾であるということを申し上げました。

これに対して、産業振興課長のほうから委員会報告が遅れたことについては申し訳ないという、お詫びがございました。ザッと報告の内容について読み上げさせていただきますけれども、お魚らんど海山の指定管理が平成19年9月30日に終わって、その後、通告書書面で3回出したけれども、参入業者が退去しなかったと、10月29日に建物明け渡せとの決定を求める仮処分命令の申し立てをしたと、その後、審尋が11月14日、11月30日、そして前日の12月13日に3回行われ、第1回目の審尋では相手方の債務者はこなかった。町の主張も申し込んだ書面にに基づき裁判官に聞いていただいた。

2回目の審尋については、両方とも出席して交互に裁判官の主張を聞いていただくような形

で進行したと、前日の審尋も同じ方法で行われましたけれども、仮処分の受理というか、裁判官の決定はこの時点では出ていないと、12月27日に4回目の審尋があるというような指示を受けているということでございます。

これに対して委員のほうからは、裁判所に提出した仮処分命令申立書のコピーをいただきたい、あるいは答弁書も提出してもらいたいという発言がございましたけれども、振興課長のほうからは裁判官のほうからはお互いのやり取りについては書面では出すことはならないと言われているので、町からの申請については、これ申し立てだと思いますが、一部出せるけれども答弁書等についてはですね、裁判の中で公開できないとしておりますので出せないと、町からの申し立てについては、一部抜粋して出させてもらうということでございます。

この問題については、各委員からいろいろご発言がございました。

ある委員からは、平成19年3月31日に指定管理が切れるのを9月末まで期間を延ばすことについて、参入業者も納得のいく交渉ができるようにとのことで、指定管理期間を延ばしたのに、6ヵ月間一体何をしていたのか、努力したのかということが議員の中で出ていると、それから3軒いた業者が1軒下りて2軒の業者だけが立ち退きを拒否しているということだが、どうしてこんなことになってしまったのかと、議員としては指定管理者で定めた以上はきちっとやっていたかないと、町が指定管理をしていこうとする中で、今後どうになってしまうのかという大きな疑問がある。一部の町民がこのような行動をとっているけれども、その経緯をしっかりと説明していただきたいという、ご発言がございました。

これに対して産業振興課長からは、昨年9月1日から指定管理ということで参入業者らのグループと協定を結んだのですが、国との交渉がうまくいってないということで、町の配慮として再度指定期間を延ばして平成19年9月30日までとなったと、これについては議会の了解もいただいてそうだったけれども、参入業者では町も国からの移転補償をもらうのであるから、町が別の場所に施設を移転しないのであれば、その補償金で自分たちに補償すべきではないかということで、2営業者が現在の施設に居座っていると。

現在は仮処分で申し立てで訴訟まではいっていないのだけれども、そういった状況なのでとにかく出ていっていただきたいということで通告書を出していると、こういう前例ができると他の指定管理になっている施設も影響を受ける恐れがあると、施設占有者に対して立ち退きをしていただくための仮処分の申請をしている段階で、さきほど申し上げたように、まだ裁判官からは結論が出ていないと。

この答弁に対してさらに委員のほうからは、指定管理者に決めたときには議会の承認を得て

やっている。キャンプinn海山もそうだけれども、お魚らんど海山についても議会で平成19年9月まで指定管理期間を延ばそうと決定したと思うけれども、そのときに業者と町が協定を結んでいるのではないかと、これが基本ではないかという、それを納得のうえで判を押したものでかどうかという確認がございました。

これに対して課長のほうからは、平成18年9月1日からの指定管理の前には業者に対する説明会を行い、きちっと説明してありますと、それから高速道路の関係で立ち退きが必要であるということも話したうえで協定したので、書類上きちっと残っているということで納得しているということでございました。

この点に対しては他の委員から、さらに高速道路の工事はもう入札にかかろうとしていると、これが解決しない場合はどういうふうになるのか、町民の前に明らかにすべきだと、公表すべきだという強いご意見がございました。

そのことによって今回のこういう問題によって、町に対する被害、円満に解決すれば町に移転費用が入ってくるが、解決しないために国交省が工事を手がけた場合、町民にとってどれだけの損害になるのか。また土地の持ち主も被害を被るわけだけれども、そういうことを公にして住民の皆さんに周知すべきだと思うという、強いご意見がございました。

これに対して産業振興課長からは、この状況が続けば審尋においていつ結論が出るかわからないが、工事についても国交省も用地についてはお魚らんど海山以外にも難しい用地が何件かあるようだけれども、いつまでも待つというわけにはいかない。土地収用という形が出てくるものと思われる。そうすると収用部分だけの補償になるので、建物とか地権者の土地については補償の対象外になってしまうかも知れない。今回、情報をすべて公開ということについては理事者と相談しなければならないので、即答は控えるということでございました。

この町や地権者の損害についてどのぐらいになるのか、あるいはそういう被害が出て表に出てきたときに、誰がどういう形で責任を負うのか、町民に対する責任を負うのかという発言がございました。

これについてはですね、お答えは避けられました。地権者と建物についての損害だけれども、裁判を町が起こせば交渉期間が長くなるので、国交省も完成の工期があって、その補償が逆になくなってしまふことが懸念されるということで、理事者と協議して対策をすると、損害額についての答弁はございませんでした。

別な委員からは、肝に銘じて納得のいくものにしていただかないと駄目だ。さきほどの委員と同じように町民に対して明らかにしていけないと、議員はどちら側についていいのか、議員

は一体どうしているのかと言われると、町がきちっとしていくことに協力するのは議員の使命だと思うという、ご発言がございました。

以上で、この問題についての中間報告を終わります。

もう1点の中間報告ですけれども、当委員会が所管、予算を審査いたしました季の座の温泉の掘削条件について中間報告を求めています。

これについては建設課長のほうから報告がございました。現在、サン・サービス事業者ですが、サン・サービスから報告を受けているのが、12月初旬に1,100mを超えたと報告を受けていると。現在は約1,200mに達していると思う。掘削予定は1,800mなので順調に進んでいると考えると、地質により異なりますが、1日平均1ないし2m掘り進んでいると、年度内には掘削できると考えているという報告がございました。

もう1点、高速道路の高丸山、海山区内です。高丸山トンネルの掘削が24時間行っていると聞いているけれども、深夜に発破の音が聞こえると苦情を聞いてないかという確認がございました。

これに対して課長のほうから、11月26日ごろから24時間掘削作業実施しているけれども、施工業者が対象となる付近の方に説明に出向き、了解を得ていると聞いていると、直接、建設課へは苦情は届いていない。近くに職員がいるけれども、ときおり大きな音がしてビックリしたと聞いてこともあるけれども、今のところ大きな反響は出ていないということでございました。

以上で、産業建設常任委員会に付託されました案件についての審査結果についての報告を終わります。

## 議長

以上で、各担当委員会で審査いただいた案件についての委員長報告を終わります。

---

## 議長

ここで11時40分まで暫時休憩いたします。

(午前 11時 27分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前 11時 40分)

---

議長

続いて、先の9月定例会において閉会中の継続審査となっておりました平成18年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定ほか、5件の案件について、決算特別委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

決算特別委員長 入江康仁君。

決算特別委員長 入江康仁議員

それでは決算特別委員会へ付託された案件について、審査経過並びに結果についての報告をいたします。

先の9月定例会において、決算特別委員会に付託され、閉会中の継続審査となっておりました平成18年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定をはじめ、各特別会計等の決算認定案件については、11月5日と6日の2日間で審査を行いました。両日とも10人の委員全員が出席されております。

それでは審査の結果と経過について報告いたします。

認定第1号 平成18年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての報告をいたします。

まず、「議会事務局」所管分でございます。

40ページの1款議会費については、政務調査費の実質交付額と不用額に関する質疑があり、政務調査費は総額290万円を交付し、戻し入れが89万1,274円であり実質交付額が200万8,726円であった。不用額については戻入金の中から予算に不足が生じた科目へ流用し調整を行ったため、最終的に51万5,389円の不用額となったとの答弁でございました。

次に「総務課」所管分についてでございます。40ページの1目一般管理費の中の人件費の不用額について、数名の委員から質疑があり、また地域協議会の委員報酬についてと、委託料の中の職員検診の内容等についての質疑がございました。答弁として、給料の不用額は主に休職者2名に対するものである。職員手当等の不用額は1,131万8,606円で、その内訳は休職者2名に対するものが373万6,874円である。休職者2名に対する給料及び職員手当については、

現在も復帰を目指して頑張っており、予算を減額するわけにはいかないということでありました。

休職者の分を差し引いた職員手当の不用額 758万 1,732円の主なものとしては、時間外手当であり、ノー残業デイの実施、10時以降の時間外勤務の廃止、時差出勤などの施策を行った結果、約 720万円の支出が抑えられたということであります。

共済費の不用額については、当初見込んでいた短期臨時職員の採用を抑えた結果、社会保険料の不用額であるということです。現時点における臨時職員は事務職、労務職、老人ホーム等 97名で、そのうち紀伊長島総合支所にかかわる臨時職員は15名で、主に事務職ということです。

さらに休職者の取り扱いについての質疑が行われました。

地域協議会委員の報酬については1回につき 6,000円であり、30人に対しての支出は54万円となっています。巡回人間ドックは年1回職員を対象に行っております。検診車が役場に来て血圧測定、眼底検査、心電図、胸部レントゲンなどの簡易的なものであります。18年度の実績は 192名の職員が受診したという答弁でございました。

続いて41ページの2目文書広報費の役務費の手数料 751万円の不用額についての質疑に対し、郵便料金と電話代については事業支弁への切り替えを行っております。

建設課、産業振興課、住民課の国保会計、老保会計など、いくつかの課へ割り振った結果、不用額となったものである。今後においてもできる限り事業支弁で支出する考えであるとの答弁であります。

次に「財政課」所管分についてでございます。

歳入15ページの9款の地方交付税と10款の交通安全特別交付金については、調定及び収入額が予算現額より多い理由、また交通安全対策特別交付金の算定方法についての質疑がありました。答弁といたしまして、地方交付税や交通安全対策特別交付金については、3月に確定されるため予算より多くなっている。収入に関しては歳入欠陥を防ぐためにも低く見積りがされているということも理由の一つである。交通安全対策特別交付金は全国の交通違反の反則金を原資に、交通事件件数により按分し、交付金の額の決定がされます。交通事故件数が多いほど交付金が多く交付されます。多いのが四日市市で約 7,800万円、少ないのが木曾岬町の約90万円、尾鷲市が約 400万円との答弁であります。

次に「企画課」所管分であります。

41ページの2目文書広報費について、ケーブルテレビ放映に関して放送時間について町民の

声はどうか。放送時間によって利用料金に変更されるかという質疑があり、答弁としては直接にアンケートを取ったわけではないが、現在の放映時間は旧海山町時代に決めたものであり、どの時間が適当であるか、今後の検討課題としたいと。また町が回線を借り上げているので、放送時間により料金に変更することはないかということもありました。「広報きほく」の配布に関しては全戸に行き渡っていないという声を聞くが、実態はどうか。また配布方法についての質疑がありました。

答弁として、海山区では婦人会があるところは婦人会にお願いし、また、ないところは自治会にお願いしている。紀伊長島区では自治会を中心に配布をお願いしている。そのほか戸別配布と職員が配布しているところがあるので、町としてはほとんど網羅できていると判断しているということでありました。三重県からは県政だよりと県議会だよりの配布料をいただいております、町広報の配布料とあわせて地区に対して支払っているということです。

43ページの3目企画費に関して、モクモクの講演会やアートクラフトについての事業の効果等の質疑に対し、モクモクの専務には役場の若手グループ等の講演会も含めて開催したものである。東京芸大のアートクラフト事業については効果があったものと思っています。反省会の中で地道にすることは大事という意見もあり、本年度は小中学校の事業の一環として取り組んでいただいております。今後においても子どもたちが地域の人々とふれあい、いろいろな芸術に触れる機会を増やす方向で検討していきたいと考えているとの答弁でありました。

また、第3種生活路線維持補助金はどのような基準で金額が決まるのか。毎年、補助金の可否について検討されているという質疑がありました。答弁として、金額の決定基準は制度で決まっています、昨年実績に応じ数式により算出することになっている。第3種生活路線は尾鷲長島線のことで赤字部分の2分の1を運行、距離数で尾鷲市と按分し、紀北町で1,403万1,000円となっています。その2分の1が県からの補助です。河合線の委託料については赤字分であり、補助対象額の20分の9については県からの補助ということでした。

次に「税務課」所管分であります。

11ページの1款町税について、三重地方税管理回収機構による回収実績や差押え実績等の説明を求める質疑に対し、答弁として、回収機構による実績については平成16年度は660万1,669円、17年度は212万9,314円、18年度は421万3,005円で、これまで1,707万7,000円移管し、1,294万3,988円回収しています。回収機構への移管は今後においても継続する考えである。移管者の選定は町税滞納審査委員会で審査し決定しており、その移管基準は高額滞納者や納税意識が極めて低いものである。差押えについては平成18年度から実施しまして、件数は預

貯金24件、国税還付金4件、生命保険1件の計29件でした。金額は250万円でトラブルはありませんということでした。

不納欠損について、時効による件数や中断の質疑があり、答弁として時効による不納欠損は48件である。催告状や誓約書により中断の手続きをとったが、所在不明等による中断できなかったのが48件です。今後においては時効による不納欠損はなくするよう努力するということができた。

徴収率の動向と率の向上対策、徴収体制等の質疑に対し、答弁といたしまして、徴収率の動向は現年度分は17年の95.15%に対し、18年度が95.23%で0.08%上昇しています。過年度分は17年度8.15%に対し、18年度10.63%で2.46%上昇した。徴収率の向上対策としては、今年11月1日から1ヵ月は県税の職員を招き、滞納処分についての指導を受けました。3月から5月は課税職員も含め、課全員で臨戸徴収を実施し、徴収率の向上に努力する考えである。現在は、徴収係4人で誓約書等に基づく臨戸徴収を毎月定期的に実施しているということであります。

次に「住民課」所管分についてであります。

45ページの7目支所及び出張所費について、利用状況と今後における利用率の向上対策についての質疑がありました。答弁として18年度の実績は戸籍証明書の交付件数では、赤羽出張所が17件、三野瀬出張所31件、船津出張所252件、引本出張所145件、桂城出張所117件であります。住民票の交付件数は、赤羽出張所が12件、三野瀬出張所62件、船津出張所549件、引本出張所206件、桂城出張所126件です。印鑑登録証明書については、赤羽出張所22件、三野瀬出張所86件、船津出張所521件、引本出張所321件、桂城出張所123件である。今後においては利用率が増えるよう広報活動を行っていきたいと思っている。利用率の差については地理的条件もあり、海山区の桂城出張所は船津出張所など、交通の不便さから利用率が高くなっていると考えるということであります。

49ページの3項、1目戸籍住民基本台帳費で、住民基本ネットカードの発行状況と、利用状況についての質疑がありました。答弁については平成19年10月末までの発行枚数は161枚で、そのうち有効カードは155枚です。税法の改正により住基カードを利用して申告した場合、税額控除として5,000円が控除されますが、これもカードの利用拡大のための一つの施策であり、6枚の無効カードは亡くなった方や転出された場合に無効となりますということでした。

55ページの3款の民生費について、1目の社会福祉総務費の国保会計の繰出金の不用額についての理由、4目の国民年金事務費で賃金の不用額の理由についての質疑があり、答弁としては国保会計繰出金については人件費や事務費に対する繰り出しであり、予算はある程度見込ん

で計上しているが、繰出金全体の額が大きいため、このような不用額となりました。3月補正の見積は1月時点での見込みであり、最終補正での調整は難しいところがありまして、このような結果となった。国民年金事務費の賃金について大きな不用額が生じた理由は、当初、臨時職員2名を見込んでいたが、1名だけの採用であったため1名分が不要となりました。今後は補正予算での調整を行いますとのことでした。

63ページの4目母子福祉費の扶助費の不用額についての理由と、乳幼児医療費助成について、入院にかかる実績についての質疑がありました。答弁として、扶助費については乳幼児に対するものと、一人親家庭に対する医療費助成であり、一人親家庭等の医療費助成事業における17年度の対象者は481名、平成18年度は525名で対象者は増えており、医療費についても15%ほど増加しています。乳幼児医療については対象者は平成17年度で488名、平成18年度で480名であり、医療費は7%の減となっています。予算については医療費助成が不足しないように、若干の余裕を持って計上しているところから、このような不用額が生じました。小学校就学前の入院にかかる助成実績は4件で、金額で5万8,000円であるということであります。

---

議長

途中ではございますが、ここで昼食のため、午後1時まで暫時休憩いたします。

(正午 0時 00分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

---

議長

決算特別委員長 入江康仁君。

## 決算特別委員長 入江康仁議員

それでは昼食前に引き続き、ご報告させていただきます。

次に「水道課」所管分であります。

47ページの11目一般訴訟費については、次のような質疑があり、答弁がされております。

使用料及び賃借料とあるが、弁護士事務所で会議を行っていたのではないかと、事務所で打ち合わせをしていて、なぜ会議室を借りる必要があるのか。また不用額をこれだけ出すということは以前も必要ないものを支払っていたということになる。不用額が生じた理由は何かという質疑に対し、使用料及び賃借料は会議室借り上げやコピー等の使用料です。弁護士との打ち合わせは12回行っており、そのうち4回分だけ使用料を支払っている。あとは弁護士事務所で行ったため会場使用料は支払っていません。117万9,132円の不用額については、当初予算では公判等が開かれるだろうということで、弁護士の報償費ほか総額255万8,000円の予算を計上しましたが、5月2日に上告理由書、上告受理申立書を提出した以後、活動がなかったことが多額の不用額が生じた大きな要因であります。ただ、その後の経過もあるので補正では減額いたしておりませんという答弁でありました。

弁護士には一区切りごとに着手金が発生するが、なぜ今年は計上していないのか、17年度は1人いくらの着手金を払っているのかという質疑がありました。答弁として、着手金は17年度で支出しており、消費税を入れまして1人105万円で、4人に対して支払いをいたしております。18年度は中間手数料ということで、4人分で42万円支払っていますということでした。

口頭弁論が開かれることを想定し、計上したとしても不用額が大きすぎる。旅費等についてもどういう根拠で計上したのか。弁護士の場合は着手金を支払っている以上、こちらにくる旅費は要らないのではないかと。東京から津市、名古屋に来るための旅費を支払っているのかという質疑に対し、東京までの旅費については最高裁判所への出席のための旅費であります。過大見積であったと思っています。弁護士が打ち合わせのため東京から来る旅費については、支払いをしていますという答弁でした。

平成8年から18年までの間で弁護士費用と、今までにいくら支出しているかという質疑に対し、平成8年度から平成18年度までの決算額としては5,161万6,583円支出しています。内訳ですが、報償費が2,176万8,500円、旅費が718万7,770円、役務費が873万9,220円の支出となっています。旅費に関しては職員の分も含まれています。総額の3分の2程度が弁護士にかかる費用になると思うという答弁でございました。

次に「福祉保健課」所管分でございます。

歳入について、18ページの2目民生費負担金の中で児童福祉費負担金について、保育料の滞納は226万3,250円ということだが、徴収は保育園の職員も同行しているのか、過年度分はいくらか、2人目に対する減額制度の説明を求める質疑がありました。答弁といたしまして、保育料の滞納者に対する徴収については、福祉保健課の担当職員が2名体制で戸別訪問により徴収を行っています。保育所の職員は同行していません。誓約書を取り、月額を決めて集金している。過年度分は164万8,250円が未納となっております。同一所帯から2人以上の児童が保育所に入所している場合、所得階層によるが2人目の保育料が半額に減免される制度であるということです。

歳入、19ページの1項国庫負担金の1目民生費負担金の中の児童福祉費負担金について、児童手当の補助金の精算時期について質疑があり、答弁として、国庫負担金の精算については実績報告が5月ごろであり、精算の決定が9月ごろとなります。したがって、平成17年の精算は平成18年の9月から平成19年3月の間になるものと思うということです。

57ページの3目身体障害者福祉費の委託料、あるいは扶助費の不用額の理由についての質疑がありました。答弁としては、委託料の不用額は313万4,707円、扶助費では679万2,305円となっています。平成18年10月に自立支援法が本格的に施行され、大きな制度改革であったこともありまして、所要額の見込みが立てにくかったため、予算については過大に見積したことにより、結果として大きな不用額を出してしまったということです。

59ページの1目老人福祉総務費で配食サービス事業についての現況と、食事を配る体制について、また安否確認の方法、献立についての点検等を実施しているか等の質疑がありました。答弁として、受給者の人数自体には大きな変動はない、安否確認は食事の配達人が行っています。海山区においては配達業務と製造業務の委託先を分けています。配達事業者が安否確認を行っている。配達は元気の会などに委託し、高齢者の雇用を図っている。紀伊長島区については、製造も配達も同じ業者に委託しており、その業者が安否確認を行っています。安否確認については定期的な報告の機会を設けていません。何かあったときに随時報告は受けている。業者や委託先には老人向けの食事ということで委託しているが、献立の点検は実施していないということでした。

同じく老人福祉総務費で、紀北広域連合から委託されている地域支援事業についての事業内容を求める質疑がありました。答弁として、広域連合から委託されている地域支援事業についてであります。実施地区によって町で実施している事業と、業務を事業者へ委託している事業がある。事業内容としては転倒予防教室、認知症予防教室、栄養教室等実施している。志子、

中桐、本町地区では「いきいき教室」、渡利地区では「わいわい会」、矢口地区では「いきいきクラブ」、島勝浦地区では「若返り道場」、小山地区では「おしゃべり会」となっています。委託事業については、海山区ではみやま園への委託の認知症予防教室、紀伊長島区では社会福祉協議会への委託の認知症予防教室、たいきにも委託してそれぞれ事業を実施しているということです。

59ページの2目養護老人ホーム費に関して、入所希望者は全員入所できている状況か、また賃金の不用額に対しての質疑があり、答弁として、養護老人ホームについては若干余裕があり、入所できる状況です。賃金の不用額については臨時職員の中途退職によるものであります。9月に退職しましたので、補正で減額すべきであったということでありました。

61ページの3項、児童福祉費の1目、児童福祉総務費で子育て支援センターの設置基準と、相談員についての質疑があり、広場型でいうと日数は週5日以上、かつ1日5時間以上の開設で、職員配置については育児保育等に精通する専任の相談役を2名以上設置しなければならない等の基準があります。医師以外でも保健師、看護師、保育士でも相談員として可能ですという答弁でした。

2目の保育所費で待機児童の状況と、私立保育園に対する0歳児受け入れに対する行政の考えについての質疑がありました。また負担金補助金及び交付金の不用額の理由を求める質疑がありました。答弁としては、定員を満たしている保育園が多いが、受け入れを断っている例はありません。障害児の入園についても9月補正において保育士を加配し、受け入れています。乳幼児の途中入所希望については、保育士の配置の基準がありますので、園側としても急な入所申し込みに対し、迅速な対応が困難であり、暫時待機していただく場合もある。私立保育所の入所は職員体制の配置のこともありますが、広域入所という制度もありまして、地元での受け入れが困難な場合は、町内の別の保育園の受け入れ状況を確認したり、近隣の市町にも確認をとり対応しているということです。471万8,992円の不用額の内訳は、私立保育所の保育対策事業で96万762円、保育所運営費で370万8,230円、志子保育所管理運営費で5万円となっています。保育所運営費については、途中入所の園児に対応するための予算を見込んでいましたが、途中入所がなかったため不用額が生じたということでありました。

63ページの3目児童措置費について、児童手当を受けられる所得制限限度額は尾鷲市と紀北町では異なるのか、所得によって金額が違うのか、給付対象者と対象年齢についての質疑がありました。答弁として、児童手当の給付は国の制度に基づくもので、当町では国の基準どおりに実施している。市町村単独で上乗せする場合は、自治体によって差があるということです。

第1子、第2子については5,000円、第3子以降は1万円となっております。所得によって給付額が違うということではありません。ただし、所得制限があるため、一定の所得金額以上の方ですと、給付対象外になる場合があります。平成18年度の対象者は1,480人で、小学校就労前までの児童が対象となっているということです。

65ページの4項、災害救助費について、今年度から貸付金の償還が始まるということだが、現在の状況はどうなっているのか。また貸し付け対象者から償還されない場合は、町の財源を充てて県に償還するのかという質疑がありました。答弁としては、貸し付け元金は海山区では293件で4億1,100万円、紀伊長島区では16件で2,210万円である。11月5日現在、海山区では19件で2,460万円の償還があり、残額は3億8,640万円、紀伊長島区では3件で450万円の償還があり、残額は1,760万円となっています。償還方法については口座振替による償還を推奨しており、貸し付け対象者全員に通知しております。自主納付の方については職員が徴収に回る場合も出てくるかと思えます。

町から県への償還については、町が貸し付け対象者から償還を受けた金額だけの償還になるのか。あるいは町が一般財源を充てて償還しなければならないのかどうかについては、現在、県から回答がきていません。10年償還の貸付金であり、3年間の据置きのと7年間で償還することになっているとの答弁です。

同じく災害救助費で負担金補助及び交付金に関して、予算額がそのまま不用額となっている理由を求める質疑があり、制度の申請受付は19年の10月までありまして、申請の可能性もあると判断して予算計上しておりましたが、申請がなく不用額となっていますという答弁でございました。

67ページの2目予防費で、予防接種事業やがん検診事業に対する住民の受診意欲についての質疑があり、答弁としては、自分の健康に気をつける方が増えてきており、健康に対する意識が高まってきていると感じているということでもあります。

次に「環境管理課」所管分であります。

67ページの3目環境衛生費について、浄化槽設置整備費事業補助金4,891万4,000円に対する件数という質疑に対し、平成17年度は77件という答弁でした。

72ページの2項、清掃費の2目塵芥処理費について不用額の理由を求める質疑に対し、需用費の医薬材料費については、処理料の見込みが難しかったため、不用額となりました。委託料についてはRDF引取委託料を当初3,400t見込んでいましたが、実績では3,100tであり、その差が不用額として生じました。いずれも3月補正で減額すべきであったと思っているとい

う答弁でした。

次に「産業振興課」所管分であります。

75ページの5目の農地費から、73ページの2目の農業総務費へ7万8,948円の目款の流用をしています。どちらも不用額が出ているが、こういった処理はいかなるものなのか、議会が認めたものをきちんと執行するのが執行部の役目だと思う。流用となると全く承認を得ていないところで使われることになる。このことについて担当課だけではなく、収入役がどのように考えているのか、流用に対する基本的な考えを聞かせていただきたいという厳しい追及がありました。答弁としては、目内での流用はいいのですが、目外での流用については、今後こういうことのないようにしていきたいという答弁がありました。

さらに委員からは、今後こういうことのないようにではなく、なぜこういう流用を行ったかということである。金額の大小にかかわらず流用に関する基本的な見解を伺いたいと質疑があり、ほかの委員から歳出予算の款項は議決科目であるから、款項ともに相互の流用は禁止されているが、各項の経費の金額は予算の定めにしたがって流用できるとなっている。目、節に関しては行政科目、執行科目であり、町村長の権限で相互に流用できることになっている。このように答弁されたらいいのではないかという発言がありました。

それを受け担当課長からは、当初予算書の第5条に歳出予算の流用に関する規定があり、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用できる場合は次のとおりということで、各項に計上した給料、職員手当と共済費にかかわる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用ということになっている。そういうことであり、あまり好ましくないということで、今後においては気をつけたいという答弁でありました。

同じく5目の農地費の海岸環境整備事業について、今年度で終了ということであるが、今後どのような効果が期待できるのか、課としての考えをお聞かせいただきたいということに対し、黒浜については今年完了しましたが、県からの無償譲渡等の委託契約は結んでいません。来年度にはオープンできると思いますが、和具の浜と同様の海岸ですので、県との契約をしたときには条例化することになります。黒浜については農地保全にかかわる海岸の区域において、国土保全と調和を図りつつ、国民の休養の場としてその利用に供するということが目的として定められています。利用はどうなるかわかりませんが、前向きに取り組んでいきたいということです。

81ページの2目、水産振興費の負担金補助及び交付金について、長島漁協には600万円、海

山漁協に 500万円の補助金を出しているが、経営改善がなされているかどうか、経営が改善されるのであれば出してもいいと思うし、出しても効果がなければ考えないといけないと思う。せっかく補助金を出しているのに、その効果が発揮されるよう努めてほしいという質疑に対し、実績報告書はいただいております。中身については現状とあまり変わらない状況ですとの答弁でした。

85ページの3目観光費で需用費の不用額について、古里温泉の収支状況の報告を求める質疑がありました。答弁として不用額については経費の節減によるものであり、古里温泉の収支については歳入として使用料が 3,058万 5,200円、自動販売機の手数料が89万 3,365円、タオル等の販売が69万 400円などがあり、収入合計が 3,216万 9,625円となります。歳出としては需用費の燃料費 299万 6,637円、光熱水費が 321万 5,358円、その他修繕費でボイラーの配管工事がある。古里区への業務委託料が 1,547万 4,000円、セコムの警備委託が35万 9,100円、湯船の保守点検等が52万 5,000円などであり、収支としては 511万 391円の黒字となっています。平成17年度は 694万 1,247円の黒字で、平成8年度からの累計は 2,673万 8,083円の黒字となっていますとの答弁でございました。

また、観光費の委託料について、アウトドアコーディネーターとか、海山物産に対するコーディネーターの委託料はどのようなものかという質疑がありました。答弁として、オートキャンプ場管理業務委託料では 1,759万 8,720円となっています。現在は指定管理になっているが、以前はアウトドアコーディネイツという会社に管理を委託していました。海山物産への委託で 658万 5,600円となっています。コーディネーターの2名分の委託料で、子どもたちにいろいろな自然体験を教えるコーディネーターの方2名を派遣していただき、事業を委託していました。体験型事業の開発ということで各学校に行ったり、子どもたちを集めてしたりといった事業を通じ、町で活用できるようにいろんな体験メニューを開発していただきました。キャンプ場に訪れた人がその開発メニューで遊ぶとか、今後の活動に生かしていけるデータ的な報告をいただいておりますとのことでした。

続きまして、熊野古道シャトルバス運行事業負担金について、割合や実績等についての質疑に対し、答弁といたしまして、負担割合は紀北町が 147万 1,000円、尾鷲市が 104万 9,000円、熊野市が 135万 7,000円、御浜町は19万 1,000円であり、2市2町で 406万 8,000円となります。平成18年度の実績としては 8,007人の乗車数でありました。これの多少についての判断は難しいところではありますが、今すぐに配置することは考えていないということです。

111ページの10款災害復旧費の中の2項農林水産施設災害復旧費についてですが、1目の農業

用施設災害復旧費、2目の農地災害復旧費、3目の林業施設災害復旧費の工事請負費で不用額が生じているが、その理由を求める質疑がありました。

答弁として、農業用施設災害復旧費においては、大原揚水機災害復旧工事については、県が対応することになり、廃工となったためと、入札差金が生じたことによるものです。農地災害復旧費は十須農地災害復旧工事の内容変更によるものと、入札差金によるものです。林業施設災害復旧費は林道野又越線に関するもので、県が行うということで廃工となったための不用額と、林ノ谷線が一部廃工となったためでありますということでした。

さらに県が工事を行うことになった場合、補助金はどうなるのか。またその処理方法についての質疑に対し、答弁として、廃工ということは補助金として入ってこないことになる。平成18年度では廃工ということで処理させていただき、そのため不用額が生じることになりました。前年度から繰越事業については、不用額が生じる場合であっても制度上の問題で減額することはできないということになっているとの答弁でございました。

次に「建設課」所管分であります。

20ページの歳入の6目住宅使用料についての未納額の対応についての質疑がありました。答弁としては、海山区については口座振替が進められていて、紀伊長島区より収納率は良い、海山区では滞納者から納付誓約書を取り、分割支払いをさせています。長島区では未納通知を発送し、職員が訪問し、徴収している。今後においては納付誓約書を取り、履行されない場合は簡易裁判所に申し出て、支払い督促を出すなどの対応を考えている。高額滞納者の保証人は伝えておりますということであります。

85ページの1目土木総務費の不用額と、93ページの4目高速道路関連費の繰越明許費についての説明を求める質疑に対して、答弁として土木総務費の不用額については、給料及び職員手当等は消防費の災害対策費へ振り替えし、賃金については高速道路関連費へ振り替えたためによるものである。繰越明許費については真谷線の用地補償分で、登記処理の関係で残金を繰り越したものですということであります。

1項の土木管理費から2項の道路橋りょう総務費へ流用、2目の公園費から4目の高速道路関連費への流用についての考えを聞きたいという質疑に対し、答弁として流用については委員指摘のとおりであります。今後注意するというところでございました。

次に「危機管理課」所管分であります。

95ページの2目非常備消防費において、報償費で不用額が生じた理由という質疑に対し、答弁として、当初28名の退職者を想定し予算を計上したが、実際の退職者は22名であった。その

差額であります。年度の途中で退職する者もいますが、ほとんどが3月のごろであるため、不用額の調整ができませんでしたという答弁であります。

8 款の消防費について、消防団員費の財源内訳にあたるその他の財源の説明、電源立地地域対策交付金、交通安全指導員の人数、汐ノ津呂の樋門についての質疑がありました。答弁としてはその他の財源の 570万 5,000円については、消防団員等公務災害補償等共済基金である。電源立地地域対策交付金は銚子川と三浦発電所による交付金であり、銚子川分では 431万 5,500円、三浦発電所分では 915万 9,150円である。交通安全指導員は両区合わせて50名である。汐ノ津呂の樋門は消防の裏にあり、維持管理費であるということです。

災害時要援護者についての体制と18年度中に発生した火事、または消防団の出動回数についての質疑がありました。答弁として、福祉保健課から災害時要援護者の名簿をいただいています。自主防災会、消防団、各消防署に名簿を配布し、災害時に活用していただくようにしている。連絡、救援等については自主防災会にお願いしています。平成18年度における火災については14件発生しており、海山区では5件、紀伊長島区で9件となっている。水防費に関して消防団員の出動回数は5回であるとの答弁でございました。

次に「学校教育課」所管分であります。

歳入、34ページの3項寄付金、元利収入で1節の奨学金返還金について、未納者の内訳についての説明と、今後における返済方法等に対する考えについての質疑がありました。答弁といたしまして、奨学金の未納については現年度は17名で 107万 5,400円、過年度分が7名で 223万 5,800円となっています。未納者に対しては未納通知を発送し認識してもらうとともに、臨戸訪問を行い、未納整理に努めております。状況に応じて分納返済も可能であります。口座振替は実施していないということでもあります。

109ページの2目給食施設費について、給食調理員の募集を実施した結果と、給与待遇または年次休暇等の取得状況についての質疑と、給食費に対する管理についての質疑がありました。答弁といたしまして給食調理人の賃金については、町の臨時的に任用する職員の就業規則に基づき支給しています。有休休暇についても勤務年数によって決まっており、休暇の取得についてはそれぞれ取得している状況である。給食施設費は紀伊長島区における給食業務にかかわる費用及び維持管理に要する費用であります。

給食センター管理運営事業は、海山区の給食センター施設の費用である。給食費用の管理については紀伊長島区では各学校において管理しており、海山区の学校については給食センターが管理している。町の会計には入っておりませんが、学校給食運営委員会で監査を受けている

との答弁であります。

1項の教育総務費、2項の小学校費、3項の中学校費、4項の幼稚園費、いずれも予算流用が行われているが不用額として残っている。安易に流用するのではなく、補正で対応すべきではないかという質疑に対し、議員ご指摘のように今後は安易な流用することのないよう、十分心がけて事務の執行に努めたいということでした。

校長会、教頭会に対する補助金について、特に補助する必要があるのか、特別待遇ではないのかという質疑に対し、校長及び教頭の経営能力を高めるための調査研究や、各種研修会、研究大会への積極的な参加を行い、教育の充実発展を目的としたものであるとのことをごさしました。

次に「生涯学習課」所管分であります。文化財調査費のカモシカ食害対策についての質疑がありました。答弁として、カモシカは天然記念物ということで、それに対する食害対策事業である防護柵の設置を行うもので、紀伊長島区島原字大谷と5カ所です。面積として5.6ha、延長が2,572mの金網の柵を設けるというものであります。

以上が、各担当における審査の結果であります。

まとめといたしましては、各課全般に対して不用額が生じた理由、流用の処理に対する理由、補助金等に対する効果と検証についての質疑が行われました。

不用額が生じた理由については、予算の目的は十分達成しながら節約工夫によるものか、事業規模の縮小や中止によるものか、予算そのものの過大見積によるものか、その理由を求める質疑に対して、どのような理由で不用額が生じたものか、担当として全く認識を持っていないような状況である。時期的に見ても補正で対処すべきものを、調整をしないまま不用額に至ったものが大半であり、過大見積が一番の原因であると分析するものであります。

流用についても流用が行われた時期や理由から判断すると、補正予算で対処すべきものばかりであり、安易に流用が行われている。委員からは収入役の流用に対する基本的な考えを聞かせていただきたいというような、厳しく追及する発言もありましたが、流用をみだりに行うことは議会で承認された予算を無視したような形になるから、必要最小限の流用に留めるよう執行部にも十分注意して、慎重にやっていただきたいとの発言がありますので、今後このようなことのないよう申し伝えておきます。

次に補助金については、特定の事業の奨励や行政目的遂行のためなど、公益上の必要性に基づいて支出されるものであるから、その目的は十分に達成され、効果が上がっているかどうかを検討して、次年度の補助金のあり方の参考にすべきであり、そのためには資料の提出を求め

て、総合的な検討を行うことが一番大切なことであるが、単に実績報告が提出されているだけで、その効果等についての検証がされていないのが現状であると分析するものであります。

予算とは1年間において執行されるのが原則であって、行政の青写真であり、設計書にあるのに対し、年度を経過したあとにおいて締めくくってみて、初めてわかるのが決算であります。予算の執行にあたっては、住民の意向に沿って福祉の増進に役立ったかどうか、それらのものや労働力の生産と効果を記録したものが決算書であり、これを無視してはならないわけであり、

決算はその団体の行政活動の総量をはっきりと把握することになるので、将来の町の行政の青写真に対しても有力な反省のデータになるとともに、次の行政計画の指針にもなると認識するものであります。当然、予算の編成にあたっては前年度実績の検討を十分に行い、歳出抑制に努め、補正予算のないように細心の注意を払うよう編成方針として示されているものと思っておりますが、毎年同じ科目で、同じような金額が不用額となっているように見受けられます。

今回の決算審査における委員会の意見としましては、職員一人ひとりがもっと決算の重要性について認識を持っていただくよう望むものであります。

以上で、決算特別委員会における審査並びに結果報告を終わります。

質疑を終了し、討論に入り、次のような反対討論がありました。

合併して、1年間通じた初めての決算であり、三位一体改革で地方の切り捨ての大変厳しい財政のもとでの決算ですが、歳入については3割自治体と言われる紀北町で、税制に見られるような過年度の未納金に対する対策が十分であったかというか、これからの努力を特に求めます。

歳出については効果が見られないような黒浜の海岸工事なども見られ、特に生活弱者である女性、障害者、高齢者の方に対する福祉施策については後退したそのままの状態の決算であったと思います。そういうことで反対討論いたしますということです。

討論を終了し、採決に入り、賛成多数により。

本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第2号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

住民課長の説明を受けて質疑に入りました。質疑で、職員手当等の不用額 158万 8,422円の内容について伺いたい。答弁といたしまして、職員手当等の不用額については時間外勤務手当等の不用額でございますという答弁でございました。

また、国民健康保険料の不納欠損額 166万 3,109円について、その対象者の状況についてお聞きしたいという質疑に対し、答弁といたしまして、対象者につきましては居所が不明が大半で、ほかには世帯主が死亡し、相続人に担税力がなく、生活保護を受けている。また現在、国保資格喪失者で納付見込みのないもので、件数といたしましては27件でございます。

ちなみに平成17年度につきましては 340万円ほど不納欠損処分をいたしておりますという答弁でございました。

以上で、質疑を終わり、討論に入り、反対討論といたしまして、合併して1年通じての18年度決算においては、穏やかな合併のすり合わせと言いながらも、長島区については海山区と合わすということから10%引き上げられた。この決算を見ても繰越金積立金とも増えております。そういう点ではもっと緩やかなすり合わせをしていくべきであったということから、私は負担が重くのしかかったということで、反対の討論といたしますと。

ほかに討論がなく、採決に入り、賛成多数によって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

続きまして、認定第3号 平成18年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

質疑なし、討論なし、全員賛成によって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

続きまして、認定第4号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

村島課長より説明をいただき、質疑に入りました。

質疑といたしまして、175ページ工事請負費の不用額は工事差金でしょうかという質疑に対しまして、答弁といたしまして、不用額 126万 9,100円、これは矢口地区の県道における県が排水路を設置する工事がありました。それが工事自体が1月発注の2月完成ということで、その間に変更工事が生じた場合の経費として 126万 9,000円を残したわけですが、結局、変更工事がなく、そのまま残ってしまったということです。県との折衝を十分行ってまいりましたが、そういうことが不確定要因としてあったということでございますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、この収入未済額ですが、現年度分水道使用料で 280万円、滞納繰越金が 540万円ということですが、これはほとんど滞納繰越金については減額する見通しがないのかどうか。主に集金方法等で個人の水道料金については未収となってきておるのか。個人の水道使用料と企業関係の比率と、18年度分でわかれば報告してくださいという質疑に対しまして、答弁といたしまして、現年度分につきましては96.4%、過年度分につきましては11.5

%と大変低くなっております。それで16年・17年につきましては、大体96.7%でございます。過年度につきましては16年度は32.6%、17年度は21.6%、18年度につきましては11.5%極端に落ち込んでおります。

水道課は19年度になりまして、滞納繰越分を少しでも減らしたいということで、今年度から海山区におきましても督促状を初めて出すようにいたしました。5月から第1回目、7月に第2回目という形で今取り組んでおります。また、現年度分についても2ヵ月遅れると督促状を出すということで努力をしております。特に10月1日に未納のお知らせいう形で滞納者全員にこれだけの分が未納ですということを周知するために出しました。努力はしていきたいということで取り組んでいるのが現状です。少しでも減らすように頑張っていきたいと思っております。という答弁でございました。

以上で質疑を終わり、討論に入り、討論なし、全員賛成によって、本案は原案のとおり認定することに決しました。

続きまして、認定第5号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてでございます。

担当課長から説明をいただき、質疑に入りました。

質疑といたしまして、188ページ、賃金の不用額が327万7,393円出ていますが、臨時職員の賃金分ですか。また需用費の不用額185万9,000円と、半分以上が不用額となっておりますが、内容の説明をお願いしますという質疑でございます。答弁といたしまして、賃金の不用額につきましては臨時職員の中途退職者があったことによるものと、需用費につきましては水道管修理による水道料の減額が図られたこと、また、入所者の入院が増えたことによる食料費の減額によるものだという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、主要事業の29ページ、収入額3,935万円の財源がすべてのほか、財源のところで計上されているが内容を教えてくださいという質疑に対して、答弁といたしまして、特別養護老人ホームについては、介護保険事業で運営されています。財源は個人の負担金も一部ありますが、紀北広域連合から支払われる介護報酬が主な財源となっておりますという答弁でございました。

以上で質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、全員賛成によって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

続きまして、認定第6号 平成18年度紀北町水道事業会計決算認定についてでございます。課長より説明をいただきました。

質疑といたしまして、この企業会計になると、滞納繰越金は上がってきませんが、現年度の未納金はいくらありますか。わからなかったら、またあとで報告してもらったら結構ですという質疑に対しまして、滞納額の内訳ですけれども、現年度分は 2,570万 8,265円、過年度分は 3,904万 1,969円でございます。一つ申し上げますけれども、紀伊長島区の3月分は4月の過年度分の中で引き落としとしますので、現年度分 2,570万 8,265円のうち、1,500万円は4月に引き落とされておりまして、しかし、過年度扱いとなりますことをご了承くださいという答弁でございました。

また、過年度分の簡易水道特別会計にしても、企業会計にしても、未納金をどのように処理されていく考えがありますかという質疑に対しまして、5,000万円近い滞納額となっております。これにつきましては、さきほど特別会計の中で述べましたけれど、今年から海山区、紀伊長島区に督促状を出します。紀伊長島区は以前から出しておりました。これは未納が3ヵ月発生しますと出すわけですが、今年は町民からお叱りがあったわけですが、やはり水道を使ったということですので、過去のものについても未納のお知らせという形で海山区が 525件、紀伊長島区は 992件、1,517件にお知らせを出しました。

そのようなわけで5年も6年も前からの未納分を知らなかったということから、いろんな苦情もお叱りも受けました。これは継続してお知らせ、督促状なり出していくことを考えております。17年度の決算常任委員会でも給水停止をすべきということも言われております。給水停止も視野に入れて今後過年度分の徴収を進めていきたいと考えておりますという答弁でございました。

続きまして、10ページの貸借対照表の表で未収金 6,470万 230円とありますが、これは東議員からありましたように、滞納金額、現年度分 2,570万 8,265円、過年度分 3,904万 1,969円と一致しますが、これが未収金の中身は間違いはないですねと、答弁といたしまして、説明不足でした。その現年度分と過年度分を合わせますと、未収金 6,475万 234円となりますという答弁でございました。

また、質疑といたしまして、さきほどの滞納の件ですが、法律上、給水停止はできるのですか。そして滞納した人たちが故意があり、悪質なのか水道課の怠慢によって生じた、いままでの督促状を送付するというところで、皆驚いている状況である。引き落としに関してはある程度引き落とした。引き落とせない場合は銀行だったら落ちなかったらすぐに通知がきますよね、それを知らないで何年分もまとめて請求が来ているから払うものも払えないということになっている。払いたくても払えない、払えるとか、そういう状況にしたのは誰か。引き落としの中

で払う意思があったけど、ずっと払っていて、例えば5月まで払っていて1ヵ月抜けており、通知が来ないから引き落としされていたと思っていた人がいる。それからまたずっと払っているから順調に行っていると思っている。それが何年も重なってきているから、皆びっくりしている状態である。そういう人たちに対して給水停止はできるのですか。問題はあなたたちが起こしてきたことなんです。そのところはどうか考えているのですか。これは責任を転嫁しているのではないですか。それは給水停止ということを発表するのは、払ってない人は善意のない悪徳な人になりますよ。侵害になりますよ。それなら公聴会を開きなさい、あなたたちが窮地に追いやられるのと違うのですか、そこの答弁をお願いいたします。

答弁といたしまして、事務的な取り組みについて過去に疎かであったかと思えます。それらを一歩でも前に行こうということで、今年からこのような取り組みに入っていました。これからは水道を使った以上、水道料金を払っていただくという取り組みを行っていきたくと思いますが、給水停止について言葉が足りませんでした。これにつきましては法律、条例に基づいて実施していきますが、すぐに実施するのではなく、家庭の事情と色々な調査をしていきます。すぐには給水停止というわけにはいかないと考えております。今までやっておりませんでしたので、十分慎重に取り組んだあとに実施していきたく思っていますという答弁でございます。

以上で質疑を打ち切り、討論に入り、討論なし、全員賛成、よって本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で、特別決算委員会に付託された経緯と結果を報告させていただきます。

---

議長

ここで2時15分まで暫時休憩いたします。

(午後 1時 59分)

---

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

**議長**

それではこれより、各常任委員長及び決算特別委員長報告に対しての質疑を行います。

まず、総務財政常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第76号 紀北町情報公開条例の全部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第77号 紀北町個人情報保護条例の全部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第78号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第79号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第80号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第81号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、総務財政常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

これで総務財政常任委員会に係る案件について、委員長報告に対する質疑を終わります。

**議長**

続いて、教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第82号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第86号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算（第3号）について、教育民生常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第88号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第89号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第91号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、請願第8号 県の「福祉医療費助成制度」見直し案にかかる意見書の提出を求める請願書についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、産業建設常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第83号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第84号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

入江康仁君。

**11番 入江康仁議員**

委員長報告が立派やったで、ありません。

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第85号 紀北町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、産業建設常任委員会に係る部分についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

1点だけ、議案第87号、委員長に質疑をいたします。

27ページの渡利の牡蠣祭りの事業補助金の関係ですが、この説明の中にですね、橋からトンネルまで歩行者天国のような申請をしているところだと聞いたんですが、道路のこの許可とい

うのは今までもできないと聞いていたんですが、そこら辺の話は委員会の中では出なかったんですか、その点をお聞きします。

**議長**

産業建設常任委員長。

**産業建設常任委員長 北村博司議員**

中津畑議員の質疑にお答え申し上げます。

牡蠣祭りの事業計画の中で、渡利の橋を越えてから引本トンネルの間を車両通行止めにし、歩行者天国的、歩行者天国的にするような届けを出しておりますと、これは届けだけで済むようで、その程度しか承っておりません。よろしいですか、届けだけでいいと、許認可のものはないよう。

**議長**

中津畑正量君。

**15番 中津畑正量議員**

届けだけで出しているというだけで、許可されたということではないんですか。例えば今まで海山区のほうでも盆踊りなんかでね、道路をずっと借りていたんです。最近では私の町もそうなんですが、絶対許可しないという話が警察のほうで出ておりますので、もし出たんならものすごく良いことだし、そういうところの見通しは委員会では聞かれなかったですか。

**議長**

北村産業建設常任委員長。

**産業建設常任委員長 北村博司議員**

中津畑議員の再質疑にお答えいたします。

まだ届けはしたけども許可が正式に下りたわけではないというようなことで、むしろ実態としてですね、あそこは去年というんか今年、今回のケースを見ますと歩道をはみ出て、むしろ車道へはみ出てしまうんで、むしろ危険という判断があったかのように聞いております。

ほかにも例があるようです。はい、よろしいでしょうか。

**15番 中津畑正量議員**

はい、了解。

**議長**

他に質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第90号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、議案第92号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

これで産業建設常任委員会に係る案件についての委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を終了します。

続いて、決算特別委員長報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成18年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、認定第2号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、認定第3号 平成18年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、認定第4号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、認定第5号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

次に、認定第6号 平成18年度紀北町水道事業会計決算認定についての質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で質疑を終わります。

これで決算特別委員長報告に対する質疑を終了いたします。

**議長**

これより各議案の討論、採決に入ります。

---

日程第3

議長

日程第3 閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

教育民生常任委員長より、お手元に配布いたしました申し出のとおり、請願第7号について会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申し出がありました。

ただいまから本件の質疑に入りますが、継続審査の理由に対する質疑のみとなりますので、よろしく願いいたします。

それでは質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

請願第7号 後期高齢者医療制度の中止・撤回に関する請願については、教育民生常任委員長からの申し出のとおり、継続審査とすることに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、請願第7号は、委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

---

#### 日程第4

議長

日程第4 議案第76号 紀北町情報公開条例の全部を改正する条例を議題といたします。  
討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

近澤チツル君。

### 3番 近澤チツル議員

議案第76号 紀北町情報公開条例の全部を改正する条例の賛成討論を行います。

情報公開条例は、町民の知る権利を尊厳し、公文書の開示を請求する権利につき定めることなど、紀北町の保有する情報の一層の公開を図り、町の諸活動を町民に説明する責務を全うすることを目的としております。

これからのまちづくりには、より一層の町民参加が求められております。住民参加なしの町の発展はないと言っても過言ではありません。町民と町との協働による公正で民主的な町政の推進には、より進んだ情報公開が求められます。今回の改正は進んでいる三重県の情報公開条例を参考にし、前進したことを評価いたします。

三重県の情報公開は全国的には評価されていますが、その前身の一つには旧海山町民が10年間余り闘った水源地の上流に建設された産業廃棄物中間処理施設操業中止を求める運動があったと思います。公開を始めた当初は戦前の教科書のように、黒い線を引いた文書が公開され、驚いたことを覚えています。1ページすべて黒塗り、一文字もない真っ黒の公開もありました。手数料も三桁で大変な負担増でございました。町民が情報公開を進めながら運動を進めた、このような歴史を持つ当町において、今回の改正は大きく前進し評価いたします。

運用次第でさらに前進すると思われれます。より充実した規則作成を求め、私の賛成討論とします。

**議長**

ほかに賛成討論する方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第4 議案第76号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願いま

す。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告どおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第 5

議長

次に、日程第 5 議案第 77 号 紀北町個人情報保護条例の全部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 5 議案第 77 号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第 6

議長

次に、日程第 6 議案第78号 紀北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

近澤チツル君。

3番 近澤チツル議員

議案第78号 紀北町職員休暇等に関する条例の一部を改正する条例の賛成討論を行います。

地方公務員の育児休暇などに関する法律の改正、19年 8 月 1 日施行に伴い、育児短時間勤務制度及びそれに伴う短時間勤務制度を追加する必要性が生じ、この条例の一部を改正するものです。

国の少子化対策の一環であり、6歳未満の子どもを持つ職員が申請して利用することができます。子育てしながら働き続けることができる環境が整い、大変良いことだと思います。当町では国の基準以上に少子化が進み、若者の働く場所として役場は重要な位置を占めております。その職場で働きながら子育てをする環境が整うことは大変意義があり、民間の事業所で働く人々にも影響が広がり、子育て世代全部を応援するものになると期待しております。

まちづくりに子育て支援は最重要課題です。子育てに対して町独自の支援も強く求め、私の賛成討論とします。

議長

ほかに賛成討論する方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第6 議案第78号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告どおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第7

議長

次に、日程第7 議案第79号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第7 議案第79号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第 8

議長

次に、日程第 8 議案第 80 号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第 8 議案第 80 号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第 9

議長

次に、日程第9 議案第81号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第9 議案第81号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第10

議長

次に、日程第10 議案第82号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第10 議案第82号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第11

議長

次に、日程第11 議案第83号 紀北町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第11 議案第83号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第12

議長

次に、日程第12 議案第84号 紀北町営住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はありませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第12 議案第84号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第13

議長

次に、日程第13 議案第85号 紀北町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第13 議案第85号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第14

議長

次に、日程第14 議案第86号 紀北町立教育集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第86号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第15

議長

次に、日程第15 議案第87号 平成19年度紀北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方ございませんか。

谷節夫君。

## 21番 谷節夫議員

紀北町一般会計補正予算（第3号）、賛成討論を行います。

20年度一般会計予算を前に、重要な12月議会での補正予算であります。款5、目2 林業振興費、補正額46万円、有害鳥獣駆除費、産業建設常任委員会で質問の中で、常任委員長で詳しく説明されましたが、紀伊長島区新町で住民が噛まれるというショッキングな被害が出ております。

また、当町での農家や高齢者が楽しみにする農作業に、大変楽しみにして農業を営んでおります。食べるころになると、また出荷前になるとサルの被害を受けて非常に悲しんでおります。町もこの獣害対策にもっと力を入れてほしいという声が至るところで聞かれるのであります。初年度からこの12月の補正を含めて 341万 1,000円予算措置をされております。住民の中には田畑のある周りの山に柿や栗、蜜柑、それから芽の出る雑木を増殖して、サルのために植えて畑のものを取らない対策をしている農家も実際に出ております。

現実には、その農家の方からなぜか今年はお蔭で被害がないという話を先だって聞いたところであります。シカやサルを捕虜するとともに、予算も動物が里に下りてこられないような対策予算も少しでも付けていってはどうかと、方法はいろいろ考えなければいけないと思いますが、柿や蜜柑や栗、あるいは雑木の実のなる木も、その対策も是非今後考慮していただきたいと思っております。

続いて款9、目保健体育総務費、これは69市町村あった三重県が、29市町になって県としてその今後この29市町がやはり1つになって県を盛り上げようとしていく県の計らいで、美し国三重対策駅伝実行委員会を立ち上げての予算だと思っております。今議会に一般質問において、当町の学生あるいは社会人等のスポーツ全般にわたる活躍と同時に、その成果が発表されました。その団体及び選手を指導しておられる団体の長、あるいは監督をはじめとする皆様には本当にご苦勞を願っていることを敬意を表したいと思っております。本当にご苦勞さまです。

今大会の第1回が伊勢で行われますが、こうした大会を県やJAが協賛、後援して、なおかつ今後民間企業も抱き込んで、この呼びかけを1回の大会に終わらせずに、是非、当町や東紀州にも大会が実行できるように、町も心構えをしていただきたいと思っております。

8年後ぐらいに来る国体三重開催、あるいは高速道路もそのときには開通しております。それに向かって国体競技も当町でもできるようにグラウンドの整備も是非心がけていただきたい。

そうした思いで一般会計予算の補正に賛成をいたします。

よろしく願いいたします。

## 議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

奥村武生君。

## 19番 奥村武生議員

簡潔に申し上げます。

まず、渡利牡蠣についてですね、渡利牡蠣は将来を展望するにあたりですね、日本を代表する商品として売り出していく資質を持った当地の貴重な資源であると考えます。したがって、今後一層の発展を皆さんとするために、皆さんで支えることを願って、この予算案に賛成するものであります。

2番目、陸上競技の駅伝について賛成するもので、賛成討論をするものでございます。

スポーツの原点はですね、これは走るということと、それから泳ぐことであり、水泳と陸上競技がですね、あらゆるスポーツの原点であります。ここの発展なくして他のスポーツの発展はないと言っても過言ではございません。その中であってですね、陸上競技というのは、音楽は前も言いましたように情緒を養うものでありますけれども、陸上競技は精神と肉体の鍛練であるわけです。だからこれは正しい教育の場において、あるいは社会人となってからもこのことが本来のその理念が、陸上競技の理念が実践されればですね、新たなまちづくりになることは間違いないわけです。

そういう点で、いささか今回のその駅伝についてもですね、問題点はあることは事実ですが、是正はしなくてはならないとは思っております。このことは教育委員会に強く申し上げますけれども、原則としてこの駅伝を発展させていくということについては、予算をとって町が応援していくということについては賛成するものであるわけです。

私も日本陸上競技連盟の審判員でございますので、このことについては責任を持って、ごく少ない当町で学校の先生を除いてですね、審判員の免許を持っているのは少ないわけですが、私も余談になりますけれども今年の3月に行われました日本陸上競技連盟の理事の岡野進さん、オリンピック選手ですね、を招いて三重陸協が短距離及び跳躍、投てきの指導者講習会を行いましたけれども、それに参加しましたけれども、短距離の指導に関する限りはもう岡野さんのするとおりすればですね、実践すれば今より0.5秒、100mにあたっては0.5秒ぐらいは短縮することは間違いない事実です。

そういうことがありますのでですね、またそういう陸上競技の精神、そしてさらに駅伝というのはですね、ほかのチームプレーとは違って、ほかのバスケ、ほかのまたチームプレーはそれなりに良さをありますけども、陸上競技の中の駅伝というのはオリンピックで日本が最も有望な種目であるわけです。そしてその駅伝に関してはタスキを受け継ぐことによってですね、感動というものを味わうわけです。その感動こそが青少年の発展には欠かせないものであります。できるだけ皆さんの応援をお願いすることにして、賛成するものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

**議長**

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第15 議案第87号については、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は各委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第16

**議長**

次に、日程第16 議案第88号 平成19年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第16 議案第88号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第17

議長

次に、日程第17 議案第89号 平成19年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第17 議案第89号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第18

議長

次に、日程第18 議案第90号 平成19年度紀北町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第18 議案第90号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第19

議長

次に、日程第19 議案第91号 平成19年度紀北町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

賛成討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第19 議案第91号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 全 員 挙 手 ）

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、可決することに決定いたしました。

---

## 日程第20

## 議長

次に、日程第20 議案第92号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 議長

賛成討論される方はございませんか。

近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

議案第92号 平成19年度紀北町水道事業会計補正予算（第2号）の賛成討論を行います。

今回の補正予算の中には上水道の企業債22件、2億8,800万円を高い金利から低金利へと借り換えするものが含まれております。金利が高かった時代に借り入れたもので、平均すると金利8.1%から1.3%へと借り換え、その利息の差は1,853万6,000円となり、本年度だけでなく、後年に水道事業の改善につながります。これは地方公共団体の財政融資資金借入の一部について、平成19年度から21年度までの臨時特例措置繰上償還についての基本的な考え方に基づき、4つの条件を満たした場合に適用されるものです。19年度から取り入れたことに経緯を表します。

4つの条件とは、1. 抜本的な行政改革事業見直しが行われること。

2. 繰上償還の対象となる事業と他の事業について、明確な勘定分離ないし経理区分が行われ、他の事業に対する財政融資資金が繰上償還対象事業に流用されないことが認識されること。

3. 財政健全化公益企業経営健全化へ向けた新規の計画が策定実施されること。

4. 財政状況の厳しい団体について補償金を免除し、繰上償還と合わせて抜本的な行政改革が行われることにより、早期の財政健全化が図られ、最終的には町民の負担の軽減になると認められること。

この四条件を満たすことが求められております。

新規の計画の策定など、職員は新たな負担が加わり、大変な作業ではございますが、最終的には町民の負担の軽減につながります。全体の奉仕者としてのますますの奮闘を期待し、私の賛成討論とさせていただきます。

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りいたします。

日程第20 議案第92号については、委員長報告どおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、決定することに決定いたしました。

---

## 日程第21

議長

次に、日程第21 認定第1号 平成18年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

岩見雅夫君。

10番 岩見雅夫議員

10番 岩見雅夫、認定第1号 平成18年度紀北町一般会計歳入歳出決算認定について、不認定とする立場から討論を行います。

平成18年度から今年19年度にかけては、町民は相次ぐ医療改革や、あるいは住民税の引き上げ、これに連動する国保や介護料の引き上げ等で、非情な負担増に悲鳴を上げているのが、今の実態であります。こういうときこそ地方自治体の長は、悪政の防波堤となって町民の暮ら

しを守り、自治体の本旨とも言われております福祉の向上に全力を尽くすべきであります。

財源がたとえ乏しくても福祉の心があれば、もっと行き届いた温かい町政ができる。そのことを痛感しているのが現状であります。

18年度の決算書や主要事業の成果報告書からは、残念ながらそのような行政効果は見えてきません。依然として補助金目当てとも言われる不要な海岸整備事業等も続いておりまして、年々これに対しても町負担が余儀なくされているというのが実態であります。その一方で、18年度予算では配食サービスの後退や、あるいは臨時職員の賃下げ等、弱者への切り捨てのみが先行しております。福祉に対する町独自の助成もなく、福祉の心が町政に反映されてない。このことを痛感するものであります。

予算成立時にもこれらの点につきましては指摘をされましたが、それが改善されぬまま予算執行されており、成果とは評価できません。もちろんこの決算書の中で計数や経理等につきましては、監査委員による専門的立場での監査や、同じくそれに対する意見書もありまして、これらは信頼できるものであります。

一番問題なのは予算が執行することによって、どのように行政効果が上がり、いわゆる無駄を省いて住民の福祉増進や町民の暮らしが向上したかどうか、この点を厳しく評価することが大切だと思います。

最後に、この決算認定につきましては、次年度への予算編成に役立てるという点からしましても、現在以上にもっと早期審査、早期認定に改善をする。このことを提言しまして、私の不認定とする討論とさせていただきます。

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

反対賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第21 認定第1号については、委員長報告どおり認定することに賛成の方は挙手願いま

す。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

---

## 日程第22

議長

次に、日程第22 認定第2号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

日程第22 認定第2号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、反対する立場で討論を行います。

国保の事業は、約当町では9,000人に少しでございます、加入者。5,000人を超える世帯が加入しているこの加入者の中には、低所得者層と言われる年間所得100万円前後から200万円ぐらいの人が圧倒的に多うございます。その方たちが入っているこの保険事業、これについては合併に際して緩やかな合併のすり合わせでこの調整を図ると言いながら、両区を合わす、海山区と長島区を料金を合わすというところに、急いで10%長島区の国保料の引き上げがされました。繰越金、積立金等もある中でもっと緩やかな調整をするべきであったと、私は町民に対する大きな負担となって、この国民健康保険の料金が増えていること。

また、昨今ではインフルエンザで特に医療費が跳ね上がるということも想定しての積み立てだということも私も十分理解しているところでございますけれど、この国保の加入者の生活状況を見るにつけ、できるだけ緩やかにするべきであったと、私は思っております。

よって、認定第2号について反対討論に代えさせていただきます。

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

反対賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第22 認定第2号については、委員長報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 多 数 挙 手 )

議長

挙手多数です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

---

## 日程第23

議長

次に、日程第23 認定第3号 平成18年度紀北町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第23 認定第3号については、委員長報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

---

## 日程第24

議長

次に、日程第24 認定第4号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第24 認定第4号については、委員長報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

---

## 日程第25

議長

次に、日程第25 認定第5号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第25 認定第5号については、委員長報告どおり認定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

---

## 日程第26

議長

次に、日程第26 認定第6号 平成18年度紀北町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は認定するものであります。

お諮りいたします。

日程第26 認定第6号については、委員長報告どおり認定することに賛成の方、挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

議長

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、認定することに決定いたしました。

---

## 日程第27

議長

次に、日程第27 請願第8号 県の「福祉医療費助成制度」見直し案にかかわる意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

中津畑正量君。

15番 中津畑正量議員

日程第27 請願第8号 県の「福祉医療費助成制度」見直し案にかかわる意見書の提出を求める請願書について、賛成の立場で討論をいたします。

ご存じのように、この福祉医療制度、12月の県議会の12月議会の中でもいろんな会派の方がございますが、5人の方とも反対や異論を述べておりました。これは全く異例のことだと私思います。この医療制度は良い面としては、確かに乳幼児医療の対象年齢を就学前まで引き上げる。入院はすでに拡大済みでございますけれど、この乳幼児の部分については対象年齢を就学前まで引き上げるという良い点もございます。障害者医療では精神障害者保健福祉手帳1級保持者の通院助成を加えることも良い面だと思います。

しかし、決定的に悪い面は、これまで医療費負担が無料だった乳幼児や障害者、一人親の医療費の助成に一律2割負担を導入しようとする点でございます。この負担のあり方がどのように変化するか、この制度を現行制度と比べても子育て世代、また一人親家庭、障害者などの暮らし向きはますます現在厳しくなっているのが現状でございます。

そうしたときに、この負担をさせるというのは、本当に県の言い分は受益者と負担のバランスなどと称して福祉施策を後退させる。そういうものであるだけに到底認めることはできません。そういう意味でも県会の中でもそういういろんな反対や異論を唱えた議員が出たんだと私思います。当町にとってもこの問題、良い面も一部あるとは言いながら、悪い面が本当に大きな負担となって、この障害者や一人親家庭、そういう方にのしかかってくるということは、絶対許すことはできない。そういう意味で、私この請願にも賛成議員の名を連ねさせていただきました。

この制度を本当に許してしまったんでは、この社会的本当に弱者と言われる人たちが困ってしまう。そういうところに追い込まれる、その心配があるということから、この導入に積極的に賛成という立場で討論をさせていただきました。どうぞよろしく願いをいたします。

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切り採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

日程第27 請願第8号については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は委員長報告のとおり、採択することに決定いたしました。

---

**議長**

ここで20分まで暫時休憩いたします。

(午後 3時 12分)

---

**議長**

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 3時 20分)

---

**議長**

さきほど、請願案件が採択されたことにより、議員から意見書案が提出されました。

なお、議員定数検討特別委員会の委員長より議案が提出されました。

お諮りいたします。

この2件を日程に追加し、別紙のとおり追加議事日程として議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長**

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第ほか1件については日程に追加し、別紙、追加議事日程のとおり議題とすることに決定いたしました。

---

## 追加日程第1

**議長**

追加日程第1 意見書案第7号 県の「福祉医療費助成制度」見直し案に関わる意見書を議題といたします。

提案者より提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

近澤チヅル君。

### 3番 近澤チヅル議員

県の「福祉医療費助成制度」見直し案に関わる意見書(案)

朗読をもって代えさせていただきます。

昨年「福祉医療費助成制度」の抜本的な見直し作業を進めています。

この見直しの前進面は「乳幼児医療」の対象年齢を就学前まで引き上げる点(入院は拡大済み)。「障害者保健福祉手帳一級保持者」の通院を加える点などです。

一方、後退面は、今まで医療負担が無料だった、「乳幼児」「障害者」「ひとり親」の医療費助成制度に一律2割負担を導入しようとする点です。(通院600円、入院3,000円を上限)としております。

負担のあり方がどのように変化するかを福祉医療全体で見ると、三重県の負担は現行制度を維持した場合と比較して減少し、県民負担は増大することになります。このような「見直し」案は到底認めることは出来ません。今、私たちの暮らしは雇用が悪化する中で、増税が進めら

れ、生活は苦しくなる一方です。この影響は子育て世代、ひとり親、障害者に強く現れています。むしろ安心して医療が受けられるようにすることが大切です。9月議会で採択された「総合的な子育て支援策及び、『乳幼児医療助成制度』の拡充に関する請願書」の内容から言っても、制度の後退を意味するもので、このような「一部負担金の導入」は納得いきません。県の「福祉医療費助成制度」への一部負担金の導入はしないように強く求め、要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、この意見書を提出いたします。

平成19年12月20日

三重県北牟婁郡紀北町議会議長 世古勝彦

提出先

三重県知事 野呂昭彦様

以上です。提案いたします。議員皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

**議長**

以上で説明を終わります。

これより質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

松永征也君。

**17番 松永征也議員**

字句なんですけどもね上から5行目なんですけどね。県の医療費制度なもんですから、県知事に出すわけなんで、正確な名称を使ったほうがいいのじゃないかと思うんですけども、「乳幼児」これは乳幼児医療費、よろしいですね。次ですね「障害者」になっているんですけども、心身障害者医療費なんです、正確にはね。心身を入れたらどうかと。

それから次もですね、ひとり親家庭等の医療助成制度なんですけども、正確には。県の制度は。したがって、ひとり親家庭等という字句をですね、加えたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

**議長**

近澤チヅル君。

**3番 近澤チヅル議員**

今、松永議員からご指摘がありました。やはり県への意見書ということで正式な名称のほうがよろしいと思いますので、訂正させていただきます。

**議長**

事務局長。

中野直文議会議長

出されました議案についての訂正ですけど、あくまでもこのような議案で出されておりますので、本議会に上程されたものでございます。それについて、訂正など、修正などを加える場合については、修正する部分についての、まず、採決をとって、あとは残りの部分の採決となりますので、これを差し替えるというわけにはいきません。修正案が出るということでございます。

議長

松永征也君。

17番 松永征也議員

修正動議をいたします。先ほどの件なんですけども。そのですね、制度の名称なんですけども、正式な名称はですね、乳幼児医療費、心身障害者医療費、ひとり親家庭等医療費という県の制度の名称ですので、そのように修正したらどうかと、動議を出します。修正をしないと、修正動議を提出いたします。

(「賛 成」と呼ぶ者あり)

議長

動議が成立したものと思います。

あと、ほかに質疑される方はございませんか。

---

議長

ここで暫時休憩いたします。

(午後 3時 31分)

---

議長

休憩前に引き続き、再開いたします。

(午後 3時 36分)

---

**議長**

文面中、「障害者」を「心身障害者」に。

それから「ひとり親」を「一人親家庭等」、ひとりがひらがなになっておるんですけど、ここを漢字に直して修正する動議が提出され、所定の賛成者があり、成立いたしております。

お諮りいたします。

「障害者」を「心身障害者」、「ひとり親」を「一人親家庭等」に修正することに賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

全員賛成と認めます。

よって、本案は修正することに決定いたしました。

以上で質疑を終わります。

討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**議長**

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

**議長**

以上で討論を打ち切り、採決をいたします。

お諮りいたします。

追加日程第1 意見書案第7号について、さきほど修正された部分を除く部分について賛成の方は挙手願います。

( 全 員 挙 手 )

**議長**

挙手全員です。

したがって、本案は修正部分を除いた分を可決とすることに決定しました。

---

## 追加日程第 2

議長

追加日程第 2 閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

議員定数検討特別委員長から、別紙とおり調査終了までという期限で、閉会中の継続審査をすることにご異議ございませんか。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村議員。

6 番 北村博司議員

6 番、継続調査の申し出をする場合はですね、中間報告しなくていいんですか。定例会をまたがっていくわけですけども特別委員会審査の場合は、私は中間報告いるだろうと思うんですが、しなくていいんですか。お尋ねいたします。

議長の判断を、私は議長の判断を聞いておるのです。

議長

全議員で構成されておるんで、まだ途中でございますんで、報告する必要がないとそう思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、議員定数検討特別委員長からの申し出がありましたとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

議長

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

閉会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は去る12月11日から開会以来本日まで、10日間にわたり提案されました補正予算案をはじめ、多数の重要議案について始終極めて熱心に審議され、本日ここにその全議案を議了して、無事閉会の宣告ができますことは、議長としてまことに喜びにたえないところであります。

この会期中における議員はじめ、理事者各位のご指導、ご努力に対し、深く感謝の意を表する次第でございます。理事者各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました、諸議案につきましても、これから執行にあたっては適切な運用をもって進められ、町政の発展のため、一層の努力をいたされんことをお願い申し上げる次第でございます。

さらに、平成20年度の当初予算の編成にあたっては、大変に厳しい財政状況であることは十分認識しているところでありますが、決算特別委員長の報告にもありましたように、各課において前年度実績の検討を十分に行い、最小の財源で効率的、効果的な無駄のない予算編成にご尽力をいただくよう、切にお願い申し上げます。

本年もいよいよ押し迫り、緊急案件のない限り本町議会が納めの町議会になろうかと思えます。合併して早2年が経ちました。本町の町政はこの良き伝統と、町民各位の絶大なる協力によりまして、年々たゆむことなく前進を続けております。

その中におきまして、厳しい財政事情のもとにありながら、積極的に町民生活の安定・向上とまちの活性化のために、それぞれの部署において創意工夫をこらすとともに、常に紀北町職員の自覚と誇りを持って住民のニーズを先取りし、先導的役割に邁進されます職員一人ひとりに対しまして、深甚なる敬意を表し、心からお礼を申し上げる次第でございます。この1年間、本当にありがとうございました。

なお、魅力あるまちづくりの実現を目指して、一層邁進されることを切望するものであります。何とぞ、課長から職員にお伝えいただきますようお願い申し上げます。

また、議員の皆様方には重要かつ困難な問題の山積いたしましたこの1年を、町民の代表としてよく重責を全うされ、本町の発展と町民福祉増進のために絶大なるご尽力を賜りましたことに対し、深く感謝の意を表する次第でございます。

いよいよ厳寒に向かいます折りから、議員はじめ理事者各位、並びに町民の皆様方にはくれぐれもご自愛くださいませ、ご多幸な新春を迎えてくださるようお祈り申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ここで奥山町長よりご挨拶がありますので、よろしくお願いたします。

奥山町長。

#### 奥山始郎町長

12月議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る12月11日に開会されました、本定例会は12月3日の役員改選後、新議長のもとで開催される初めての定例会でありましたが、17日の急遽説明会を開催させていただくなど、会期中のお忙しいところ、議長はじめ議員の皆様方には大変ご迷惑をおかけしたことににつきまして、心からお詫び申し上げます。

そのような中、議員の皆様におかれましては、終始熱心なご審議により、全議案につきまして原案のとおりご可決賜り、誠に有り難うございました。平成17年10月に紀伊長島町と海山町が合併し2年が経過いたしました。これまで行財政改革喫緊の課題として、議員や町民の皆様にご協力をいただきながら、行政を進めてきたところでございますが、そのお蔭をもちまして、一般質問のなかでも申し上げましたとおり、懸念されていた合併後の地方債残高を本年度末には、13億円近く削減する見込みとなったことなど、ある一定の効果は見えてきているものでございます。

しかしながら、今後も地方財政を取り巻く状況は極めて厳しいことが予想されますことから、財政の健全化は避けて通れないものがあり、そのような中で福祉の向上、地域振興等山積するさまざまな施策や課題に取り組んでいくことになり、議員や町民の皆様にとっては、もどかしく感じることもあろうかと存じますが、自然の鼓動を聞き、みなが集い、にぎわう安らぎのある町の将来像に向かって、基礎を築くことが私に課せられた使命であると認識し、職員ともども一丸となって町政の推進に努力してまいり所存でございます。

本年も残すところあとわずかとなりましたが、本年中に議員各位から賜りました貴重なご意見、ご要望等十分に尊重させていただき、新たな年につなげていきたいと存じますので、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げますとともに、議員の皆様、並びに町民の皆様におかれましてはどうか良いお年をお迎えくださいますよう、お祈り申し上げまして、閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長

どうもご静聴ありがとうございました。

それでは、これにて平成19年12月紀北町議会定例会を閉会いたします。

どうも長い間、皆さんご苦労さんでございました。

(午後 3時 47分)

---

地方自治法第 123条第 2 項の規定により下記に署名する。

平成 20年 3月 6日

紀北町議会議長 世古勝彦

紀北町議会議員 島本昌幸

紀北町議会議員 中本 衛